



— ふるさとと兵庫景観づくり基本方針 —



兵 庫 県

## 表紙写真

ひよりやま のちがしま  
日和山海岸と後ヶ島  
(豊岡市)

雲海に浮かぶ竹田城  
(朝来市)

河原町妻入商家群  
(丹波篠山市)

あけぼのやま  
暁晴山とグレンデ  
(神河町)

播州織工房館  
(西脇市)

くろだせいこうもん  
黒田清右衛門商店  
(三木市)

おつおおきだに  
乙大木谷の棚田  
(佐用町)

旧街道のまちなみ  
(加西市)

春の姫路城  
(姫路市)

メリケンパークの夜景  
(神戸市)

武庫川女子大学甲子園会館  
(旧甲子園ホテル)  
(西宮市)

明石海峡大橋  
(淡路市)

# 目 次

---

はじめに	1
～暮らしたい、訪れたい、ふるさと兵庫～	1
景観づくりは「ふるさと」づくり	2
ふるさと兵庫景観づくり基本方針の構成	3
第1章 基本方針の役割と位置づけ	4
1 基本方針の役割	4
2 県・市町の関連計画との関係	5
(1) 県における基本方針の位置づけ	5
(2) 景観に関する市町計画との関係	6
第2章 ふるさと兵庫の景観	7
1 ふるさと兵庫を構成する主要な景観	7
(1) 豊かな自然景観	7
(2) 自然・緑あふれる農山漁村景観	11
(3) 表情豊かな市街地景観と受け継がれる歴史的景観	12
(4) 地域固有の文化的景観	13
2 景観行政に係るこれまでの取組	14
(1) 景観行政の取組	14
(2) 取組の成果	19
第3章 景観づくりの方針	20
1 景観の課題	20
2 景観づくりの方針	22

<b>第4章 景観づくりに向けた取組方策</b>	<b>26</b>
1 担い手とその役割	26
2 取組にあたって期待される姿勢	28
3 取組方策	29
(1) 県民・事業者の取組方策	29
(2) 県・市町の取組方策	33
<b>第5章 県の景観づくりの施策</b>	<b>37</b>
1 施策・制度の体系	37
2 施策・制度	39
(1) 県全域における景観誘導	39
(2) 良好な景観を阻害する物件等の改善	40
(3) 指定地区・地域における優れた景観の形成	40
(4) 景観資源の保全と活用	45
(5) 住民の参画と協働による景観の形成等	47
(6) 景観づくりの支援	48

# はじめに

## ～暮らしたい、訪れたい、ふるさと兵庫～

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋までの広大な県土をもち、多様な自然や風土を背景に、個性豊かな地域環境を育んできました。先人たちに育まれた歴史・文化や人々の営み、近代化の中で形成された新しい市街地などが相まって織りなす美しいまちなみや風景は、県民の誇りであり、貴重な財産となっています。私たちは、過去から引き継がれたこの優れた景観を保全するとともに、新たに魅力ある景観を創り出し、未来に引き継いでいかなければなりません。

景観は人々の暮らしの表れであり、日々の生活の中で守り育てていくものです。魅力ある景観形成を実現するためには、身のまわりや地域の環境の向上を図ることが大切です。そして、このような景観づくりは、私たちの暮らしに元気やうるおいをもたらす、さらには、地域交流や観光振興を通じて地域の活性化やコミュニティづくりにもつながります。

兵庫県では、昭和 60 年 3 月に「都市景観の形成等に関する条例」（現「景観の形成等に関する条例」）を制定し、魅力ある景観を守り、創り、育み、そして将来に伝えるためのさまざまな取組を進めています。

美しいまちなみや風景は一朝一夕にできあがるものではなく、また、行政の取組だけでつくられるものでもありません。県民や事業者の皆さんと県や市町が、互いに協力して長期的に取り組むことで、はじめて効果が表れるものです。

景観づくりの全ての担い手が、それぞれの役割のもとで連携し、共に、誇りと愛着を感じる「ふるさと兵庫」を実現することを目指して、ここに「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」を定めます。

### ～ふるさと兵庫景観づくり基本方針について～

兵庫県では、昭和 61 年に都市景観の形成等に関する条例に基づき「都市景観形成等基本方針」を策定しました。そして、平成 5 年には対象地域の全県拡大による条例の改称・改正に伴って「景観形成等基本方針」として改称しています。

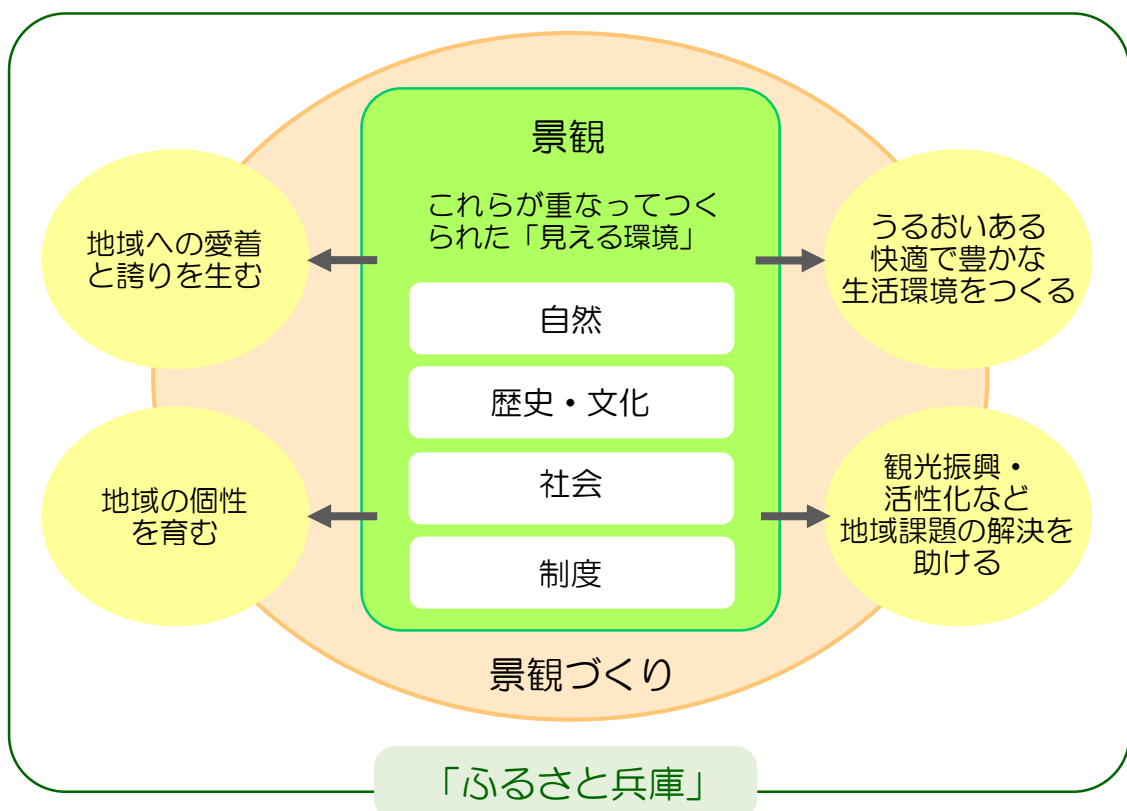
その後も、条例の大きな改正等を契機に、平成 16 年の星空景観形成地域や景観形成重要建造物、平成 18 年の景観影響評価など、新たな制度に関する記載を追記するなどの改定を行ってきましたが、当初の策定から 30 年近くの間、社会経済の情勢や人々の景観に対する意識、景観行政を取り巻く環境などは大きく変化しました。

これらを受け、新たな課題に対応するため、平成 25 年には広域景観形成地域や景観支障建築物等対策などの制度を創設し、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」として抜本的に改定しました。

このたび、社会情勢や景観づくりを取り巻く状況の変化等に応じて、景観形成重点区域指定制度、景観遺産登録制度を創設し、改定を行いました。

## 景観づくりは「ふるさと」づくり

- 『景観』とは、地域ごとの自然、人々の暮らしや生業、祭りなどの行事によって育まれた歴史・文化、その時代の社会構造、法令等による制度などが折り重なることで形づくられた「見える環境」です。
- 「見える環境」とは、私たちの生活空間そのものであり、これをよくすることで、地域への愛着と誇りが生まれ、うるおいある快適で豊かな暮らしを創出することができます。また、地域の個性を育み、地域の魅力を高めることで、観光振興や地域の活性化にもつながります。
- 『景観づくり』とは、人々が「美しい」、「心地よい」、「残したい」と感じる景観を守り、創り、育み、そして将来に伝えるために、さまざまな取組や活動を行うことです。
- 建物の色や形などの外観を整えることも景観づくりですが、身近な清掃や緑化などの日々の暮らしに根ざした活動や、祭り・イベントを行うことも景観づくりのひとつです。
- これらの取組・活動の積み重ねが、人々が「暮らしやすい」、「訪れてみたい」と思う地域をつくることになり、心のよりどころとなる「ふるさと」づくりにつながります。
- 景観づくりは「ふるさと」づくり。これを通じて、元気と魅力にあふれる「ふるさと兵庫」が形成されます。



# ふるさと兵庫景観づくり基本方針の構成

この基本方針は以下のような内容で構成しています。

## 第1章 基本方針の役割と位置づけ

- 1 基本方針の役割
- 2 県・市町の関連計画との関係

基本方針の役割や位置づけを説明しています。

## 第2章 ふるさと兵庫の景観

- 1 ふるさと兵庫を構成する主要な景観  
○自然景観 ○農山漁村景観 ○市街地景観 ○歴史的景観 ○文化的景観
- 2 景観行政に係るこれまでの取組

兵庫県を構成する主な景観を紹介するとともに、これまでの景観行政に係る取組や成果を記載しています。

## 第3章 景観づくりの方針

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 景観の課題<br/>(地域特性格別の課題)<ul style="list-style-type: none"><li>・多自然地域</li><li>・郊外住宅地</li><li>・歴史的なまち</li><li>・地方都市</li><li>・都市中心部</li><li>・幹線道路沿道</li></ul></li></ol> | ➔ | <ol style="list-style-type: none"><li>2 景観づくりの方針<br/>(地域特性格別の方針)<ul style="list-style-type: none"><li>・多自然地域</li><li>・郊外住宅地</li><li>・歴史的なまち</li><li>・地方都市</li><li>・都市中心部</li><li>・幹線道路沿道</li></ul></li></ol> |
|---|---|--|

近年みられる課題を整理した上で、これからの景観づくりの方針を定めています。

## 第4章 景観づくりに向けた取組方策

- 1 担い手とその役割
- 2 取組にあたって期待される姿勢
- 3 取組方策

第3章の方針に基づく取組を推進するに当たって、県民、事業者、市町、県の基本的な役割を明らかにし、取組にあたって期待される姿勢を示すとともに、具体的な取組方策を例示しています。

## 第5章 県の景観づくりの施策

- 1 施策・制度の体系
- 2 施策・制度

景観づくりを推進するために県が設けている施策・制度等を紹介しています。

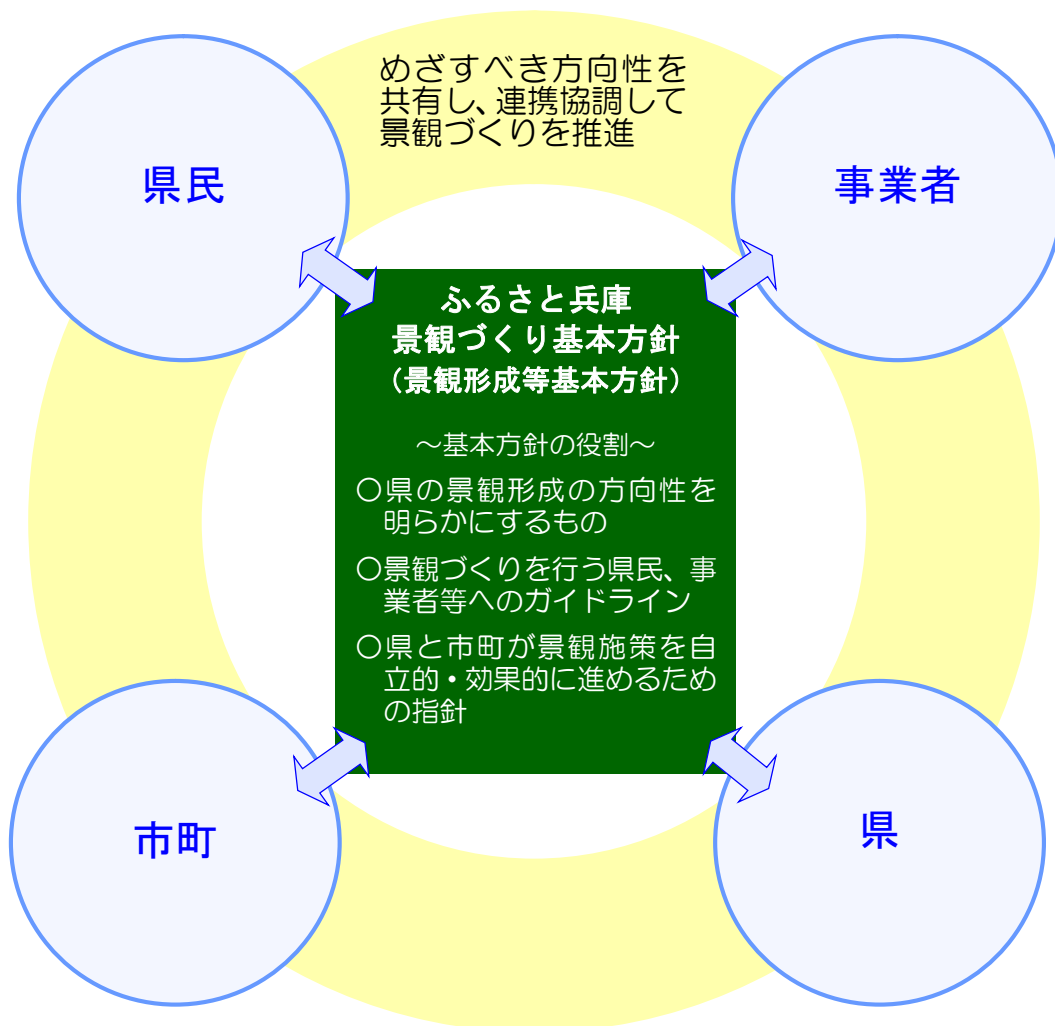
# 第1章 基本方針の役割と位置づけ

## 1 基本方針の役割

美しく豊かな兵庫の景観を次代へと引き継ぐためには、景観づくりの担い手となる県民、事業者、市町、県それぞれが、県の景観特性や景観形成の目標を共有した上で、連携協調して取組を進めることが必要です。

この基本方針は、県の景観形成の方向性を明らかにするとともに、それぞれの担い手がめざすべき景観形成の方向性を共有し、県民や事業者の景観づくり、県や市町の景観施策などを推進するためのガイドライン・指針とするため、景観の形成等に関する条例（以下「景観条例」という。）第7条に基づく景観形成等基本方針として策定するものです。

基本方針を活用した担い手の連携





## 2 県・市町の関連計画との関係

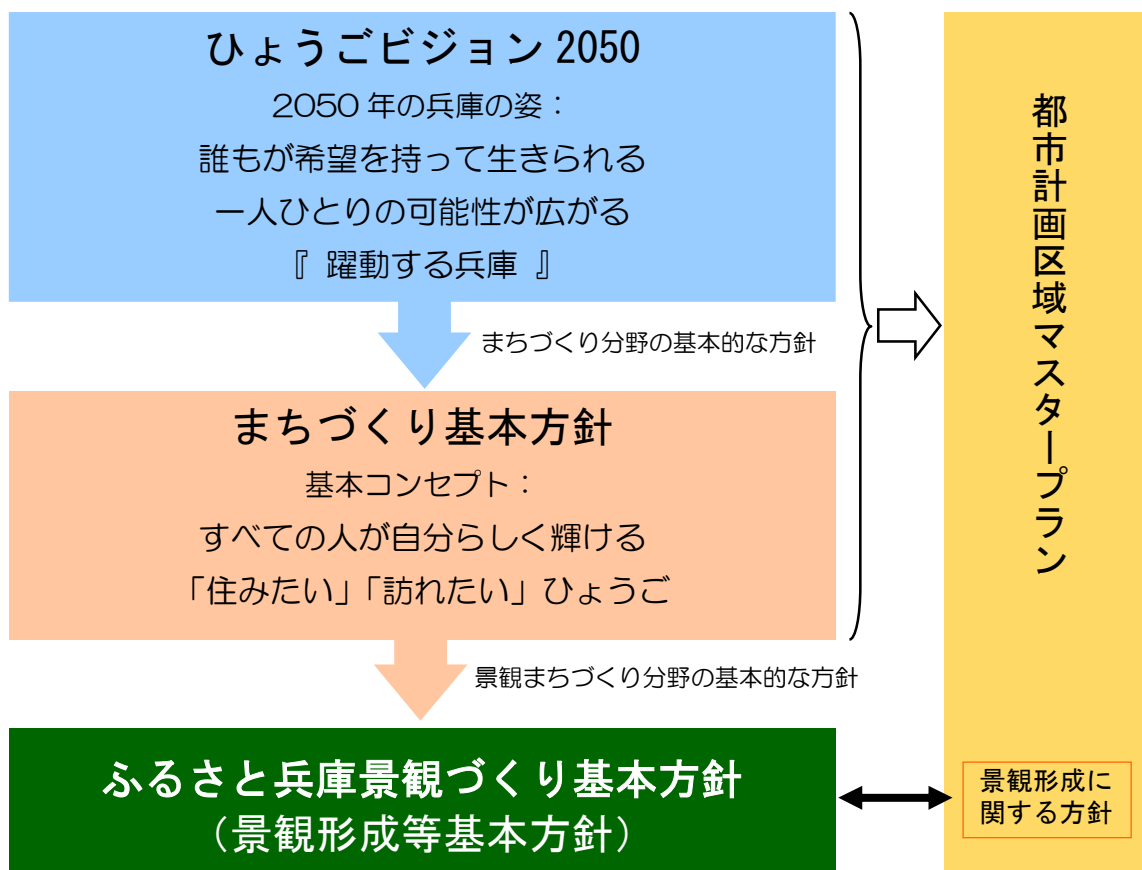
### (1) 県における基本方針の位置づけ

兵庫県では、令和4年3月、県民が共にめざす 2050 年の兵庫の姿を指し示す「ひょうごビジョン 2050」を策定しました。

また、ひょうごビジョン 2050 のまちづくり分野における基本方針として、まちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」を策定しています。

ふるさと兵庫景観づくり基本方針は、まちづくり基本方針の趣旨・理念等を踏まえて、景観まちづくり分野における基本方針として策定するもので、都市計画の基本的な方向性を示した「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に記載される「景観形成に関する方針」とも整合を図ります。

#### 基本方針の位置づけ



## (2) 景観に関する市町計画との関係

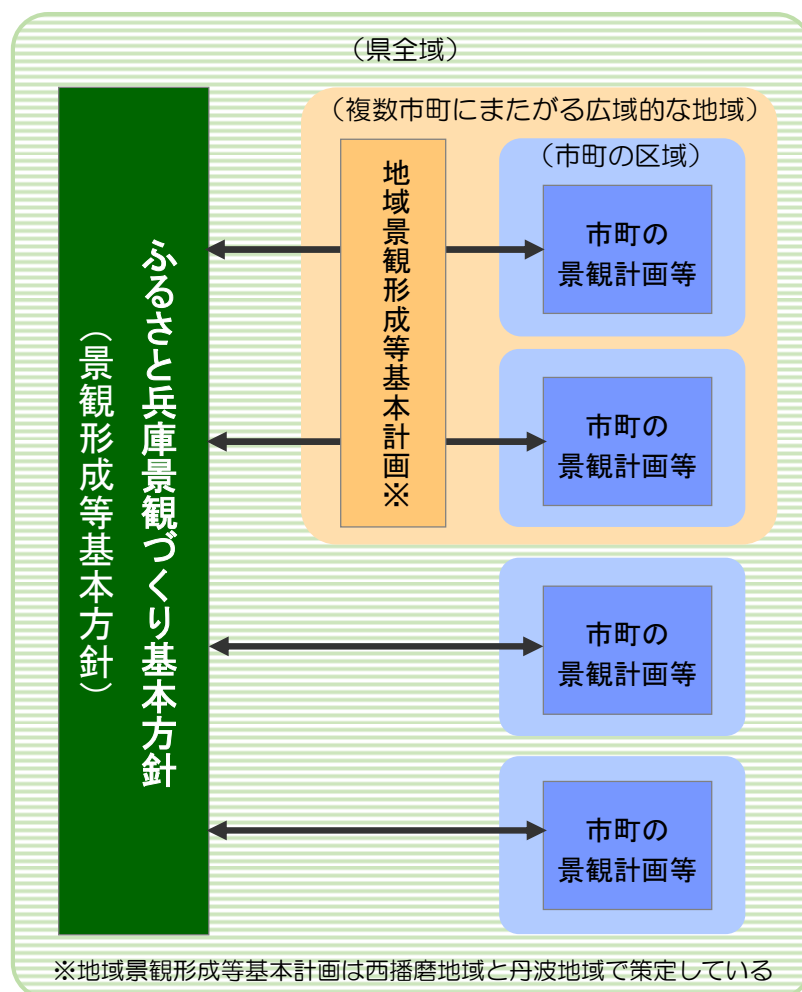
景観行政を担う市町は、市町の区域において良好な景観の形成を図るための計画（景観法に基づく景観計画、市町景観条例に基づく景観の形成に関する方針、計画等。以下「景観計画等」という。）を定めています。

ふるさと兵庫景観づくり基本方針は、県域全体の総合的な指針となるもので、市町が景観計画等を定める際に、この方針を踏まえて計画等が策定されることで、県全体で整合性のある調和のとれた景観形成が図られることとなります。

また、県では、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域において、景観施策を総合的・計画的に推進するため、景観条例第7条の2に基づいて「地域景観形成等基本計画」を定めています。地域景観形成等基本計画は、複数の市町にまたがる広域的な地域を対象とし、その地域の景観形成の目標や取組の方向性を定めることで、景観づくりの担い手がそれらを共有し、連携協調した取組が図られることをめざしたものです。

なお、これら景観施策の実施にあたっては、都市計画、自然環境保全、緑化、文化財保護等の関連施策との連携にも十分配慮します。

景観に関する市町計画との関係 概念図



## 第2章 ふるさと兵庫の景観

### 1 ふるさと兵庫を構成する主要な景観

#### (1) 豊かな自然景観

##### ①骨格をなす山々

○県土の80%以上を山地・丘陵地が占める兵庫県は、県内のどこからでも山を望むことができ、それらが豊かな自然景観をつくりだしています。

○国立公園・国定公園内にある六甲山や氷ノ山をはじめ、これらの山々や高原では四季折々の美しい風景がみられ、観光や余暇の場として県内外の多くの人々に親しまれています。



市街地から望む六甲山地（神戸市）



大野山（猪名川町）



氷ノ山（養父市）

##### ②母なる川

○兵庫県には一級河川の加古川、揖保川、円山川をはじめとした数多くの河川が流れ、豊かで雄大な景観を形成しています。

○これらの河川は、かつて山を削り、谷を深くし、南北方向にひだの多い地形的な特徴をつくりだすとともに、下流に砂や礫などの堆積物を供給して平野をつくるなど、現在の県土の景観の骨格を形づくってきました。

○また、人々は河川がつくりだす豊かな自然環境を利用して生業や産業を営むなど、河川とともに生活を送ってきました。こうした河川を中心につなげた流域では、歴史や文化、生活様式にもつながりがみられ、川筋をたどることによって、それぞれの流域の特性や個性豊かな景観をとらえることができます。



加古川の流れ（三木市）



篠山川の流れ（丹波篠山市）



円山川の流れ（豊岡市）

### ③輝く海

○広大な県土をもつ兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海、太平洋に接し、表情の異なる海の景観を有しており、光に照らされた海面や雄大な海岸線が、海に浮かぶ島々や漁船などと一体となって、美しい海の景観をつくっています。

○日本海沿岸と瀬戸内海沿岸の西部では、海岸線が小刻みに出入りするリアス式海岸となっており、ダイナミックで変化に富んだ全国有数の美しい海岸景観を形成しています。

○また、須磨海岸（神戸市須磨区）や慶野松原<sup>けいのまつばら</sup>（南あわじ市）など、砂浜が残る自然海岸も一部にみられ、海水浴場や観光地として人々に親しまれています。



瀬戸内海に浮かぶ島影（赤穂市）



リアス式の伊勢海岸（香美町）



慶野松原の夕陽（南あわじ市）

### ④美しい星空

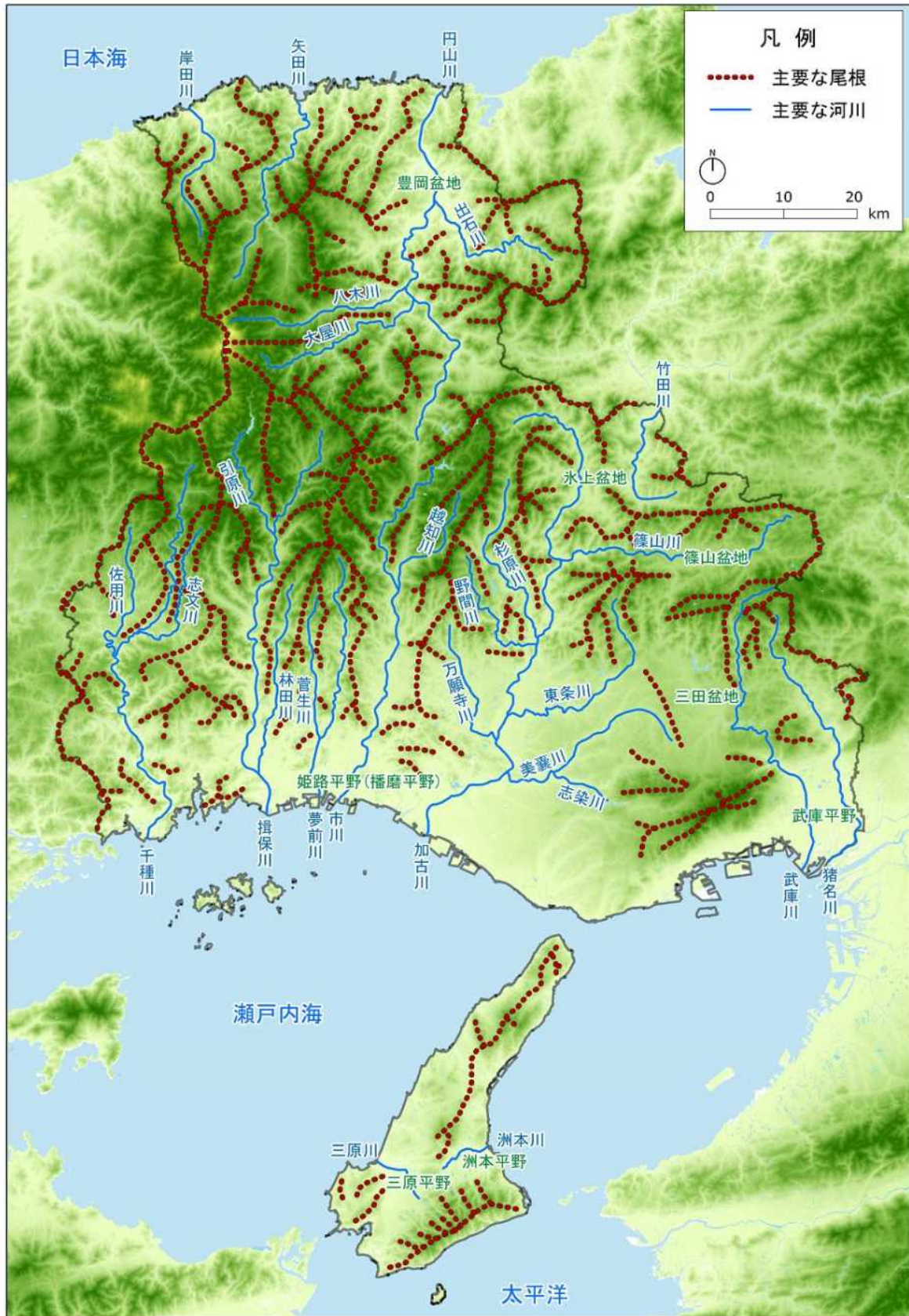
○豊かな自然環境を有する兵庫県では、夜間、美しい星空を望むことのできる地域が数多くあります。

○特に、日本最大の望遠鏡が設置されている西はりま天文台が立地する佐用町では、行政や住民が一体となって、美しい星空景観が見られる環境を保全・創造するための取組を進めており、宵には満天の星が瞬きます。



西はりま天文台と星の軌跡  
（佐用町）

兵庫県の自然地形の構成



## 旧五国が彩る兵庫県の自然

兵庫県は、かつての摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の五つの国からなっており、これらの地域が織りなす表情豊かな自然環境は、集落の形成・発展や人々の生業や産業などの地域固有の風土を育んできました。この旧五国のまともりは、交通が発達した今日でも私たちの生活文化にも大きな影響を与えています。

### 但馬地域

氷ノ山に代表される標高 1,000m級の山々、リアス式海岸、そして、その間の山ひだを縫う、コウノトリなどが生息する帯状の流域低地や盆地、河川沿いの谷筋などが、風景の骨格となっています。



雄大な丹山川（養父市）



山々と盆地（朝来市）

### 丹波地域

比高（平地部から山頂までの高さ）600m余の山地と、そのなかに広がる盆地、さらに各盆地を結びつける河川などが、風景の骨格となっています。



山に囲まれた谷筋と篠山盆地（丹波篠山市）



広がりのある農地と山々の連なり（丹波市）

### 播磨地域

加古川、市川、夢前川、揖保川、千種川などの河川や、彫りの深い谷筋や広大な姫路平野（播磨平野）、瀬戸内海沿岸のリアス式海岸などが、風景の骨格となっています。



揖保川の流れ（たつの市）



リアス式形状の相生湾（相生市）

### 淡路地域

地域北部から中部にかけて南北に走る起伏の小さな津名山地と地域南東部の起伏の大きな諭鶴羽山地、それらの山地の間に広がる平野や周囲の海岸線などが、風景の骨格となっています。



山地の間に広がる農地（南あわじ市）



明石海峡（淡路市）

### 神戸・阪神地域

六甲山地・北摂山地などの山地、武庫平野を流れる猪名川や武庫川などの河川、都市的施設や港湾、海浜公園などが連なる海岸が、風景の骨格となっています。



六甲山と神戸のまちなみ（神戸市）



武庫川沿いの紅葉（西宮市・宝塚市）



## (2) 自然・緑あふれる農山漁村景観

○兵庫県では、豊かな自然や変化に富んだ地形、地域固有の気候などに応じて、深い山あいや、谷筋、山裾、盆地などに多くの農山村集落が形成されています。

○また、豊富な海の幸を抱える瀬戸内海や日本海の海岸沿いには、漁村集落が点在しています。

○これらの古くからの集落やその周りでは、人々の長い営みを通じてつくられた農地やため池、周辺の里山や河川、海などの自然と一体となって、誰もが懐かしさを感じる景観をつくりだしています。



棚田の石積みと集落風景（多可町）



棚田の景観（佐用町）



山並みと農地、家屋、木々の調和  
（丹波篠山市）



農地に広がるため池（稲美町）



田園風景（南あわじ市）



河口に建ち並ぶ漁村集落（豊岡市）

## (3) 表情豊かな市街地景観と受け継がれる歴史的景観

### ～町・まちの成り立ち～

古くから政治経済や交易の重要な位置を占め、陸上交通・海上交通の要地となっていた兵庫県の圏域には多くの街道や港が整備されました。これらの「みち」沿いには古代から近世にかけて、宿場町や港町としてまとまった町が形成され、人々の往来によりにぎわいをみせました。

また、江戸時代には幕藩体制のもとで各地の大名家が構えた城郭や陣屋の周辺に城下町や陣屋町が形成され、地域の政治経済の中心として栄えてきました。

明治時代に入り、近代化の波が押し寄せると、神戸・阪神地域や播磨地域南部の瀬戸内海沿岸部などでは、道路、鉄道、港湾等の基盤整備が進み、急速に市街地が拡大しました。この過程の中でそれまでのまちなみや町割りが姿を変えながら、次第に大都市が形成されていきます。

特に戦災復興期から高度経済成長期にかけては、人口の集中、産業の発展等に伴って都市化がさらに進展し、木造低層建築物を主として形成されてきた市街地の中に、近代的工法・意匠・仕上げが施された建築物などが現れるなど、既成市街地は劇的な変化を遂げま

した。

また、高度経済成長期に急激に増加した住宅需要の受け皿として、都市郊外を中心に多くの住宅地・住宅団地が整備され、それまでにはなかった形態の新しいまちも形成されました。(⇒①表情豊かな市街地景観)

一方で、地方部を中心に、近代化・都市化の影響を大きく受けなかった町も多く、これらの町では今もなお往時の面影を残すまちなみがみられ、先人たちから受け継がれた風情ある歴史・文化を感じることができます。(⇒②受け継がれる歴史的景観)

### ①表情豊かな市街地景観

○人口や都市的機能が集中する神戸・阪神地域と播磨地域南部の大都市部では、駅前や幹線沿道などを中心に大規模な商業・業務施設が立地し、にぎわいのある大都市らしい市街地景観が形成されています。

○また、これら地域の臨海部には、阪神工業地帯や播磨臨海工業地帯といった日本有数の重化学工業地帯が形成されており、大規模な工場やコンビナート、煙突、配管などが重なる姿は、地域における象徴的な景観となっています。

○大都市郊外などの自然豊かな丘陵地の中に整備された大規模な郊外住宅地・住宅団地では、緑があふれるゆとりある住宅地景観が形成されています。

○地方部では、行政機能が置かれるなどかつての地域の中心だった地区や駅前などにおいて、商業・業務施設が集まり、職住が近接したまとまったまちが形成されています。



市街地の夜景（神戸市）



湾岸地帯の風景（神戸市）



沿岸の高層団地群（西宮市）



臨海部の工場夜景（姫路市）



ゆとりのある住宅街（芦屋市）



郊外の住宅地（三田市）

### ②受け継がれる歴史的景観

○古代の遺跡や中世から近世にかけてつくられた城や城跡などは、時代を反映した歴史文化資産として地域の歴史を象徴するとともに、ランドマークとして多くの人々に親しまれています。

○かつての城下町や陣屋町、宿場町や港町のなかには、近代化の中でその様相を大きく変



えたものもありますが、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている出石（豊岡市）や篠山、福住（丹波篠山市）、龍野（たつの市）のほか、平福（佐用町）や竹田（朝来市）、室津（たつの市）など、往時の歴史的景観を残す地区も数多く残されています。



国宝・姫路城（姫路市）



利神城跡（佐用町）



明石城跡（明石市）



出石城下町（豊岡市）



龍野城下町（たつの市）



室津の町並み（たつの市）

#### (4) 地域固有の文化的景観 ※

○県内の各地では、地域の気候や風土に応じたさまざまな生業・産業が展開されてきましたが、これらが連続と受け継がれてきた地域のなかには、酒蔵や醤油蔵、登り窯など、生産・製造のための建造物と一体となって、地域の伝統や文化を映すまちなみ景観がみられるところもあります。

○近代化の中で姿を消した生業・産業もありますが、養蚕住宅群や鉱山遺構などのように往時の産業を物語る景観も残されています。

○また、兵庫県では、その多様な風土を反映して各地で様々な祭りや行事、芸能、風習が育まれており、それらは歴史的な建造物やまちなみ、自然、田園などと一体となって、地域固有の歴史や文化が感じられる「ハレ（非日常）」の景観をつくりだしています。

※文化財保護法の文化財の中に「文化的景観」の類型が設けられるなど、近年、地域の風土や人々の暮らし・生業と一体となった環境が評価されるようになっていきます。

- ・「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」は初めて県内で選定された重要文化的景観です。
- ・ユネスコの世界遺産にも文化的景観の概念が盛り込まれており、平成25年に登録された富士山も文化的景観が評価されたことがその理由です。



生野銀山のトロッコ道跡（朝来市）



丹波焼の登り窯（丹波篠山市）



3階建ての養蚕住宅（養父市）



酒蔵（伊丹市）

## 2 景観行政に係るこれまでの取組

### (1) 景観行政の取組

#### ～景観条例による先進的・先導的取組～

わが国では、戦後の経済成長に伴い市街地が急速な拡大を遂げましたが、その過程において、都市の生活空間が画一化・均質化の方向に進み、地域の個性ある環境が一部で失われることとなり、次第にまわりの環境に美しさやうまいなどの精神的・文化的なもの、すなわち快適性が求められるようになってきました。

こうした状況を背景に、兵庫県では昭和50年代に「文化アセスメント」として、文化的な観点から公共事業や地域を評価する施策を設け、生活環境の質の向上を図るためのまちづくりを開始しました。

昭和58年には「自然と調和したうまいとやすらぎに満ちた環境創出」をめざす「全県全土公園化構想」を提唱し、緑化の推進や自然環境の保全と並んで「良好な景観の形成」を主要施策のひとつに掲げて、昭和60年に「都市景観の形成等に関する条例」を制定しました。

条例の目的を「魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与すること」として、景観づくりを「まちづくり」ととらえ、取組を始めました。

平成5年には都市部以外でも積極的に景観形成を図るべく、条例を「景観の形成等に関する条例」に改称・改正し、以後も先進的・先導的な制度を導入しながら、さまざまな取組を推進してきたところです。(⇒景観条例制定・改正の沿革等は次ページの年表を参照)

また、県内の市においても、自主条例の制定や景観法に基づく景観行政団体への移行により、主体的に景観行政を担う市が増加するなど、行政による取組は全県的に広がりを見せてきました(※)。



～景観条例による取組の例1～  
[景観形成地区の指定]

宍粟市山崎町山崎地区(宍粟市)



～景観条例による取組の例2～  
[景観形成重要建造物の指定]

東多田夢勝庵(川西市)

#### ※市町の景観行政について

昭和53年に神戸市が県内で初めて景観条例を制定し、以後、都市部を中心に条例を制定して景観行政に取り組む市が増加しました。

景観法施行後は、地方部でも景観行政団体への移行により景観行政に取り組む市が増えつつあります。

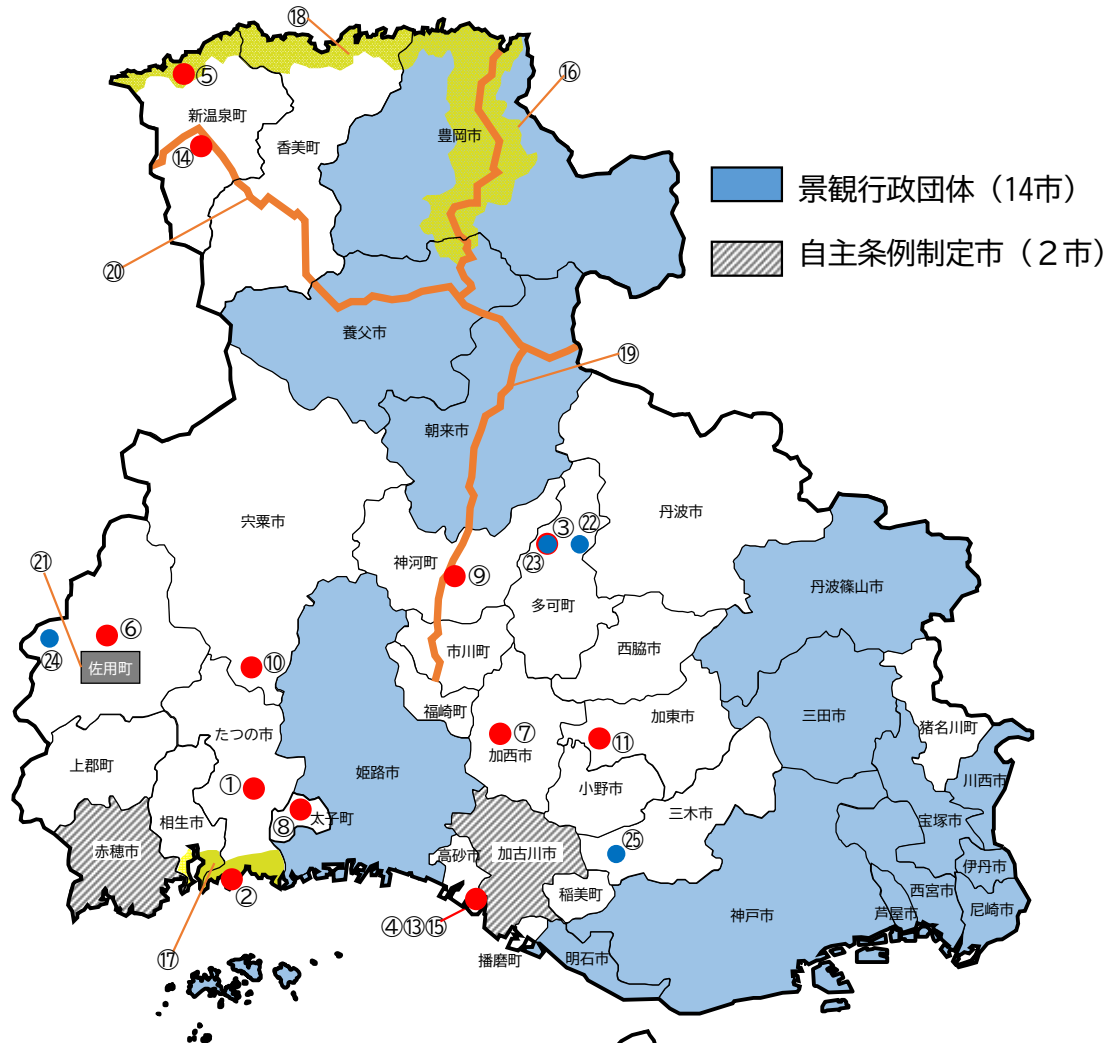
県はこれら市の区域を県景観条例の適用除外として、市の自主的な取組を尊重しています。

## (参考) 景観条例の制定・改正の沿革等

(\* : 条例制定・改正時に創設した制度)

昭和50年代	文化アセスメント、全県全土公園化構想
昭和60年	<p>■「都市景観の形成等に関する条例」制定</p> <p>* [大規模建築物等の届出]、[都市景観形成地区]</p> <p>⇒ 昭和61年「都市景観形成等基本方針」策定</p> <p>昭和60年 「みどりの建築賞」創設</p> <p>昭和61年 「みどりのまちなみ賞」創設</p> <p>平成2年 景観基金による「景観形成助成事業」*を開始</p> <p>平成3年 「さわやか街づくり賞」創設</p> <p>(「みどりの建築賞」、「みどりのまちなみ賞」等を統合・再編)</p>
平成5年	<p>■「景観の形成等に関する条例」に改称・改正</p> <p>* [景観形成地区] (都市景観形成地区を改称)、[風景形成地域]、[景観形成等住民協定]</p> <p>⇒ 同年「景観形成等基本方針」策定</p> <p>平成7年 【阪神・淡路大震災発生】</p> <p>→ ・「景観復興マスタープログラム」策定 (H9)</p> <p>・「伝えたいふるさとの景観」選定 (H10)</p> <p>・「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」(H9~13) 等</p> <p>平成11年 「人間サイズのまちづくり賞」創設</p> <p>(「さわやか街づくり賞」等を統合・再編)</p> <p>平成13年 「景観形成助成事業」を「景観形成支援事業」と改称し、制度を拡充</p> <p>平成16年 【景観法制定・施行】</p> <p>…県では、景観条例による緩やかな規制誘導によって良好な景観形成が図られてきたこと、景観法にはない特徴ある独自制度を条例に多数有していることなどを踏まえ、景観法施行後も自主条例による取組を推進</p>
平成16年	<p>■「景観の形成等に関する条例」改正</p> <p>* [星空景観形成地域]、[景観形成重要建造物等]、[景観形成等推進員]、[公共施設景観指針]</p>
平成18年	<p>■「景観の形成等に関する条例」改正</p> <p>* [特定建築物等の景観影響評価]</p>
平成19年	<p>■「景観の形成等に関する条例」改正</p> <p>* [地域景観形成等基本計画]、[空地の利用又は管理]</p>
平成25年	<p>■「景観の形成等に関する条例」改正</p> <p>* [広域景観形成地域] (風景形成地域の理念を継承)、[建築物等その他の物件の管理]、[認定景観形成重要建造物]</p>
令和3年	<p>■「景観の形成等に関する条例」改正</p> <p>* [景観形成重点区域]、[景観遺産]</p>

県景観条例に基づく景観形成地区等（令和4年4月現在）



**●● 広域景観形成地域**  
 (風景型広域景観形成地域)  
 ①⑥円山川下流地域 (H8)  
 ①⑦西播磨海岸地域 (H12)  
 ①⑧但馬海岸地域 (H14)  
 (沿道型広域景観形成地域)  
 ①⑨国道312号沿道地域 (H18、H26)  
 ②⑩国道9号沿道地域 (H28)

**● 星空景観形成地域**  
 ②①佐用郡地域 (H16)

**● 景観形成等住民協定 認定地区**  
 ②②多可郡加美区箸荷地区 (H12)  
 ②③多可郡加美区岩座神地区 (H13)  
 ②④佐用町田和地区 (H17)  
 ②⑤三木市歴史街道芝町・平山地区 (H27)



**● 景観形成地区**  
 (歴史的景観形成地区)  
 ①たつの市龍野地区 (H1)  
 ②たつの市御津町室津地区 (H6)  
 ③多可郡加美区岩座神地区 (H11)  
 ④高砂市高砂地区 (H18)  
 ⑤新温泉町浜坂味原川周辺地区 (H19)  
 ⑥佐用町平福地区 (H22)  
 ⑦加西市北条地区 (H24)  
 ⑧太子町斑鳩地区 (H24)  
 ⑨神河町中村・粟賀町地区 (H26)  
 ⑩宍粟市山崎町山崎地区 (R1)  
 (住宅街等景観形成地区)  
 ①①加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区 (S63)  
 ①②洲本市古茂江海岸地区 (H3)  
 ①③高砂市高砂地区 (H18)  
 (まちなか景観形成地区)  
 ①④新温泉町湯・細田地区 (H18)  
 ①⑤高砂市高砂地区 (H18)

市町景観条例、景観計画等に位置づけられた重点地区等（令和4年4月現在）

（◆：県が指定した後に市町条例に基づく指定地区として移行した地区）

市名	地区・地域の名称	市名	地区・地域の名称
神戸市 S53 条例制定 H18 景観協定	<p>【眺望景観形成地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ポーアイしおさい公園眺望景観形成地域</li> <li>○元町1丁目交差点眺望景観形成地域</li> <li>○須磨海浜公園眺望景観形成地域</li> <li>○ビーナステラス眺望景観形成地域</li> </ul> <p>【都市景観形成地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北野町山本通都市景観形成地域</li> <li>○旧居留地都市景観形成地域</li> <li>○神戸駅・大倉山都市景観形成地域</li> <li>○須磨・舞子海岸都市景観形成地域</li> <li>○岡本駅南都市景観形成地域</li> <li>○都心ウォーターフロント都市景観形成地域</li> <li>○兵庫運河周辺都市景観形成地域</li> </ul> <p>【沿道景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○税関線・三宮駅前沿道景観形成地区</li> <li>○南京町沿道景観形成地区</li> </ul>	西宮市 S63 条例制定 H21 景観協定	<p>【景観形成推進地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○夙川周辺地区</li> </ul> <p>【景観重点地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○甲陽園目神山区</li> <li>○甲陽園目神山東地区</li> <li>○津門大塚地区</li> <li>○枝川町戸建住宅A地区</li> <li>○枝川町戸建住宅B地区</li> <li>○苦楽園五番町くすのき台地区</li> </ul>
伊丹市 S59 条例制定 H18 景観協定	<p>【重点的に景観形成を図る区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊丹郷町地区</li> <li>○旧大坂道都市景観形成道路地区</li> <li>○北少路村都市景観形成道路地区</li> <li>○旧西国街道都市景観形成道路地区</li> <li>○多田街道都市景観形成道路地区</li> <li>○伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区</li> </ul>	赤穂市 H1 条例制定	<p>【市街地景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○坂越地区</li> <li>○お城通り地区</li> </ul>
尼崎市 S59 条例制定 H23 景観協定	<p>【都市美形成地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○寺町都市美形成地域</li> </ul>	明石市 H4 条例制定	<p>【都市景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大久保駅南地区</li> </ul>
姫路市 S62 条例制定 H19 景観協定	<p>【都市景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大手前通り地区 ◆</li> <li>○駅南大路地区</li> <li>○中濠通り地区</li> <li>○姫路駅北駅前広場地区</li> </ul> <p>【歴史的町並み景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○野里街道地区</li> </ul> <p>【風景形成地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○姫路城周辺風景形成地域</li> </ul>	川西市 H5 条例制定 H27 景観協定	<p>【景観形成重点地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○川西能勢口駅前地区 ◆</li> <li>○河川景観地区</li> <li>○黒川地区</li> </ul>
宝塚市 S63 条例制定 H24 景観協定	<p>【都市景観形成地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧小浜宿景観形成地域</li> <li>○雲雀丘山手景観形成地域</li> <li>○雲雀丘都市景観形成地域</li> <li>○仁川高台都市景観形成地域</li> <li>○雲雀丘3丁目都市景観形成地域</li> <li>○仁川台都市景観形成地域</li> <li>○平井山荘都市景観形成地域</li> <li>○野上都市景観形成地域</li> <li>○新寿楽荘・武庫山南都市景観形成地域</li> <li>○仁川高丸都市景観形成地域</li> <li>○長尾台都市景観形成地域</li> <li>○ふじ力丘都市景観形成地域</li> </ul> <p>【景観計画特定地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○清荒神参道地区景観計画特定地区</li> <li>○仁川月見力丘地区景観計画特定地区</li> <li>○中山桜台7丁目地区景観計画特定地区</li> <li>○千種地区景観計画特定地区</li> <li>○仁川団地景観計画特定地区</li> <li>○売布自由力丘地区景観計画特定地区</li> <li>○東洋町地区（市役所周辺）景観計画特定地区</li> <li>○青葉台地区景観計画特定地区</li> <li>○武庫川町西地区景観計画特定地区</li> </ul>	芦屋市 H8 条例制定 H18 景観協定	<p>【景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南芦屋浜景観形成地区</li> </ul> <p>【景観地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋景観地区</li> <li>○芦屋川特別景観地区</li> </ul>
三田市 H21 条例制定 H22 景観協定	<p>【都市景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○丹波篠山景観形成地区</li> </ul>	加古川市 H10 条例制定	<p>【景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鶴林寺周辺地区景観形成地区</li> </ul>
丹波篠山市 H22 条例制定 H23 景観協定	<p>【歴史地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○篠山城下町地区 ◆</li> <li>○上立杭地区 ◆</li> <li>○福住地区</li> </ul> <p>【沿道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○丹波篠山口IC周辺地区 ◆</li> </ul>	三田市	<p>【景観計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新市街地景観計画区域</li> <li>○フラワータウン地区</li> <li>○ウッドタウン地区</li> <li>○カルチャータウン地区</li> <li>○友が丘地区</li> <li>○つつじが丘地区</li> <li>○テクノパーク地区</li> </ul> <p>○既成市街地景観計画区域</p> <p>○市街地周辺景観計画区域</p> <p>○山並み・田園景観計画区域</p>
豊岡市 H24 条例制定 H24 景観協定	<p>【景観形成重点地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出石城下町景観形成重点地区 ◆</li> <li>○城崎温泉景観形成重点地区 ◆</li> <li>○江原駅東景観形成重点地区</li> </ul>	朝来市 H25 条例制定 H25 景観協定	<p>【景観形成地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○竹田景観形成地区 ◆</li> <li>○口銀谷景観形成地区 ◆</li> <li>○奥銀谷景観形成地区</li> <li>○太盛景観形成地区</li> </ul>
養父市 H29 条例制定 H29 景観協定	<p>【景観形成重点地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大屋町大杉地区景観形成重点地区 ◆</li> <li>○八鹿町八鹿地区景観形成重点地区 ◆</li> <li>○城下町八木地区景観形成重点地区</li> <li>○八鹿町岩崎地区景観形成重点地区</li> </ul> <p>【景観形成促進地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○円山川下流域景観形成促進地域 ◆</li> <li>○国道312号沿道地域景観形成促進地域 ◆</li> <li>○国道9号沿道地域景観形成促進地域 ◆</li> </ul>	養父市	

### ～景観基金を活用した景観形成支援事業～

県では、県民や事業者による自主的な景観づくりを支援するため、平成2年に財団法人兵庫県都市整備協会（現：公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター）と連携して「景観形成助成事業」を開始しました。

これは県の補助金により設置した景観基金を活用して、兵庫県都市整備協会が県や市町の景観形成地区内等の修景工事に要する費用への助成等を行うもので、基金を活用した景観づくりに関する助成制度は全国で初めての取組でした。

平成13年には事業名を「景観形成支援事業」と改め、新たに専門家の派遣等を行うこととしたほか、その後も景観条例の改正による新たな制度導入等に合わせて助成・支援対象を拡大するなど、充実した支援を継続的に実施しています。



景観形成支援事業による修景事例  
景観形成地区内の住宅（たつの市）

### ～阪神・淡路大震災からの景観復興支援～

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、神戸・阪神、淡路地域を中心に未曾有の被害をもたらしました。その復興の過程において、早期復興への社会的要請や被災者の経済事情等を背景に、特徴あるまちなみ景観が失われるなどの課題もみられるようになりました。

県では、創造的復興における景観面の行動指針として、平成9年度に「景観復興マスタープログラム」を策定し、景観復興の取組を先導するリーディング・プロジェクトとして、継承すべき景観資源を県民から公募し「伝えたいふるさとの景観」を選定しました。

また、平成9年度から13年度にかけて、阪神・淡路大震災復興基金を活用し、前述の「伝えたいふるさとの景観」をはじめとする歴史的・文化的に重要なまちなみやまちのシンボリック建築物の保全経費を助成する「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」を実施し、被災した景観資源の修復・保全を支援しました。



「伝えたいふるさとの景観」より



(修復前)



(修復後)

「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」による修復事例 うろこの家（神戸市）

### ～景観づくりに係る顕彰～

県では、昭和60年に「みどりの建築賞」、61年に「みどりのまちなみ賞」を創設したのを契機として、県民や事業者の主体的な景観づくりが推進されるよう、景観形成に係る優れた功績への表彰を続けてきました。

平成3年には複数の表彰制度を「さわやか街づくり賞」として統合・再編し、さらに平成11年からはこれを発展させる形で創設した「人間サイズのまちづくり賞」の中で、景観形成に寄与した建築物や、まちづくり活動等に功績のあった住民団体等を表彰しています。



第1回みどりの建築賞（昭和60年）受賞  
姫路市立美術館（姫路市）

## (2) 取組の成果

これまでの取組によって、主に次のような成果がありました。

### ■景観を大切に思う意識の広がりに寄与

美しい自然や歴史的な建造物、魅力あるまちなみなど、地域の貴重な景観資源を大切に思う意識が県民の間に広がり、今後、県民や地域が主体となった景観づくりの活動をより一層推進するための土壌ができました。

### ■周辺景観に著しく不調和な大規模建築物等の立地を抑制

景観条例において、地域の景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や特定用途の建築物等について、県全域を対象に景観誘導を行ってきたことで、周辺景観に著しく不調和な建築物等の立地を抑えることができました。

### ■歴史的まちなみ等の優れた景観を保全

歴史的なまちなみ等の魅力ある景観を有する区域において、より積極的な景観形成を図るため、景観条例に基づく景観形成地区等の指定を進めてきましたが、この取組により、県内各地の優れた景観を保全することができました。中には、篠山城下町や出石城下町のように、地区指定を契機に住民の景観づくりへの機運が高まり、その後地区内の建築物等の修理・修景が進んだことによって、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区もあります。

さらに、地域の景観形成に重要な役割を果たしている建造物や樹木を景観形成重要建造物等に指定することで、県内に点在する貴重な景観資源の保全にも一定の効果を上げました。

これらの地区や建造物の景観保全においては、景観形成支援事業による修景工事費の助成や専門家派遣等も重要な役割を果たしました。

また、阪神・淡路大震災からの復興においても、被災した景観資源の修復工事費の助成等を行うことで、被災地の魅力ある景観の再生に貢献しました。

### ■市町の景観行政の取組を先導

都道府県として全国的に極めて早い時期に景観条例を制定した本県の先進的な取組が、市町が自立して景観行政を始めるに当たって先導的役割を果たしました。

県条例をモデルに市町条例が作られたり、県の景観形成地区が市町条例に基づく地区として継承されたりするなど、県の景観づくりの制度・取組が、市町の景観行政への取組を後押ししました。

## 第3章 景観づくりの方針

### 1 景観の課題

これまでの取組によって、第2章（前ページ）に掲げたような成果がみられましたが、近年は、地域を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

特に人口減少と高齢化の進行は大きな影響を及ぼしつつあり、地方部では、人口減少・流出によって空き地や空き家が発生したり、農村環境の維持が困難になったりする一方で、利便性の高い都市部等では、業務施設跡地に高層住宅が建築されたりするなど、既成市街地の土地利用転換が進んでいます。このような動きが景観に大きな影響を与えており、本県の景観上の課題は、地域別に次のように概観できます。

今後、長期的には、居住機能や都市機能の集約などによって、地域空間の再編が進むと予想され、景観上の課題もさらに顕在化することが懸念されます。

#### 【多自然地域】

- 多自然地域では、今後、急速に進む人口減少や住民の高齢化、後継者不足によって多数の廃屋等が発生することが懸念され、農村景観・漁村景観が悪化するおそれがあります。
- 農村地域では、農地の耕作や里山の管理が放棄されるなど、美しい農村景観を構成している環境の維持保全が困難になりつつあります。
- 美しい自然風景を有する地域に大規模な建築物等が立地し、山や川、海などと一体となった美しい環境が失われる事例もみられます。

#### 【地方都市】

- 地方都市の中心市街地では、商店街店舗の廃業等によって、かつての活力が失われつつあり、いわゆるシャッター通りが現れるなど、市街地景観からにぎわいを失わせています。
- 人口減少等により、空き家や空き施設が増加しており、これらが管理されず放置されることで景観への影響が懸念されます。

#### 【郊外住宅地】

- 高度経済成長期に開発された郊外住宅団地では、当初に入居した世代が一斉に高齢化する一方で、子世代が流出することで、急激な高齢社会が訪れており、空き地・空き家の増加などによる景観への悪影響が懸念されます。
- 戸建住宅地の中には、宅地の細分化などによって、当初のゆとりある住宅地環境が損なわれつつある地域もみられます。



**【都市中心部】**

- 都市中心部では、建物が更新する際に、市街地の中に高層マンションが立地したり、宅地が細分化されたりするなど、従来の空間スケールを混乱させるような状況が発生しているほか、高層建築物の立地が山並みや海への眺望を妨げている事例がみられます。
- 商業・業務系施設が連なる大都市の駅前では、地域の玄関口としてにぎわいをみせる一方で、一部には地域の個性が感じられないまちなみや看板・サイン類の乱立による雑然とした景観もみられます。

**【歴史的まちなみ】**

- 往時の面影を今に伝える城下町や宿場町では、生活様式や産業構造の変化によって町家や茅葺き民家などの伝統的意匠を持つ建築物が姿を消し、貴重な歴史的なまちなみが失われつつあります。
- 相続等による所有者変更や法的制約などの要因によって維持管理や利活用が困難になったり、経済合理性が優先されたりすることで、歴史的・文化的価値の高い建造物が解体される事例がみられます。

**【幹線道路沿道】**

- 幹線道路沿道では、都市部・地方部問わず、周辺景観に調和しない建築物や屋外広告物がみられるほか、全国展開をする事業者による店舗、娯楽施設等が立地することで、地域の個性が感じられない景観が生まれています。
- 高速道路やインターチェンジ、バイパス道路などの新たな基盤整備によって、生活、物流、観光等の流れが変わり、その結果、それまで周辺になかった沿道サービス施設が立地するなど、地域景観に混乱を生じている地域もあります。
- 地方部の幹線道路沿道では、人口減少や地域活力の低下を背景に、閉鎖・老朽化した建築物が増加しており、それらが適正に管理されずに放置されることによって、良好な景観を阻害している事例がみられます。



こうした状況は、本県における景観上の課題として以下のとおり整理できます。  
今後の景観づくりに当たっては、これらを共通の課題として認識する必要があります。

**●生活環境が変化・混乱している**

周辺景観に配慮のない建築物等が立地したり、景観に悪影響を及ぼす空き地・空き施設が増加したりするなど、私たちの暮らしやすさに関係する身のまわりの生活環境が変化・混乱しており、今後も一層の進行が予想されます。

**●地域の個性が失われるおそれがある**

美しい自然風景や、歴史的なまちなみ、うるおいのあるまちなか景観など、その地域にとっての魅力や価値となりうる貴重な景観資源が喪失したり、それらへの眺望が阻害されたりすることで、地域の個性が失われるおそれがあります。

## 2 景観づくりの方針

これまでの取組や課題を踏まえ、景観づくりの方針を次のように定めて、誰もが「暮らしたい」、「訪れたい」と思う「ふるさと兵庫」の実現をめざします。

### 景観づくりの方針

#### 身のまわりの心地よさをつくる

○日々の暮らしの中で何げなく目にするまわりの道路や建物、緑地、田園、川、山などは、私たちの生活空間そのものです。

○これらの身のまわりの景観は、生活に溶け込んでいるため、普段はあまり意識されませんが、周辺に配慮され、「身だしなみ」が整えられた生活空間は、私たちの日常に快適さを与え、暮らしの質を向上させます。

⇒人々のわがまちへの愛着と誇りを育みながら、うるおいある快適で豊かな環境の実現をめざします。

#### 地域の魅力と価値を高める

○やすらぎを感じる自然風景、情緒あふれる歴史的まちなみ、にぎわいのあるまちなみか景観など、地域の美しく魅力ある景観資源や地域で育まれた風土・生業と一体となった環境、伝承されてきた行事は、その地域の個性であり、かけがえのない財産です。

○これからの人口減少社会において地域が元気であり続けるためには、その個性を守り、創り、そしてさらに磨くことで、地域の魅力と価値を高め、地域の潜在力を引き出し、人と人・地域と地域の交流を促進することが必要です。

⇒地域の個性を育みながら、景観資源の活用による交流や観光振興を通じて、地域の活力の向上をめざします。



「暮らしたい、訪れたい、ふるさと兵庫」の実現

## 【地域特性別の方針】

第2章に掲げたふるさと兵庫の景観を守り、さらに魅力あるものとして将来に伝えるため、地域の特性に応じて次の方針に基づいて景観づくりを進めます。

景観づくりに当たっては、地域の特性や課題に応じて、都市計画や住宅政策、環境政策、農林漁業振興、観光振興などの他分野の施策・制度も広く活用しながら、多様な主体、多様な手法により、総合的な取組として推進します。

## 【多自然地域】 ⇒ 自然あふれる生活空間を守る

□多自然地域では、人々の生業や暮らしと密接に関わる農地や里山、河川、ため池、漁港、集落などを一体的にとらえて適切に管理することで、美しい農村景観や漁村景観を保全し、自然あふれる生活空間を守る景観づくりをめざします。

□景観づくりに共感する都市住民との交流や、農地や里山を管理・整備する担い手の育成などによって、美しい周辺環境の維持・保全するための取組を進めます。

□地域固有の景観を守るルールの導入や、空き家等の活用により、美しい集落景観が次世代に受け継がれるための取組を進めます。

## (具体的な取組例)

- ・コスモス、ひまわり等の景観作物の植栽など、耕作放棄地の活用
- ・都市住民や学生との交流による農地、里山、空き家等の管理
- ・田植えや稲刈り等の体験型観光との連携や魅力の発信
- ・景観ルールの導入等による集落景観の維持・保全
- ・鳥獣害対策等における景観配慮 等



農村集落と農地（三木市）

## 【地方都市】 ⇒ 地域の核としてのにぎわいを演出する

□再生が望まれる地方都市の中心市街地では、都市機能の集約や空き施設活用によるコンパクトなまちづくりにあわせて、まち全体のにぎわいを生む景観づくりをめざします。

□景観ルールの導入によって建築物や広告物の景観誘導を図り、調和の中に地域の個性とにぎわいが感じられるまちなみ形成を図ります。

□地域らしさを象徴する建造物やまちなみ等の景観資源を積極的に活用し、地域の核として人を呼び込める取組を進めます。

## (具体的な取組例)

- ・景観ルールの導入等による建築物やまちなみデザインの統一
- ・都市機能の集約に合わせた景観整備（まちかど緑化、まちなみに配慮した道路整備等）
- ・景観資源の保存・活用と魅力発信によるにぎわいづくり
- ・中心市街地の商業振興、まちなみ居住等の施策との連携 等



イベントでにぎわう中心市街地（豊岡市）

**【郊外住宅地】 ⇒ ゆとりある緑豊かな住環境を管理する**

□神戸・阪神地域等を中心に開発された郊外住宅地では、ゆとりある緑豊かな住環境を適切に管理し、暮らしやすい快適な住宅地としての魅力が維持されるような景観づくりをめざします。

□社会経済情勢の変化に対応した景観ルールの見直しや新たなルールの導入、道路、公園等における清掃・緑化等の活動により、住民が主体となった景観づくりを進めます。

□人口減少下においても、景観に悪影響を及ぼす空き家、空き地の発生が抑制されるよう、住民や事業者が中心となって団地全体を適切に管理する地域マネジメントを推進できる環境整備を進めます。

**(具体的な取組例)**

- 団地内の道路、公園等における環境美化活動の推進
- 居住環境を維持・発展させるための景観ルール（地区計画、建築協定、緑化協定等）の見直し・活用
- 住民や事業者が中心となった団地マネジメントの推進 等



明石舞子団地（明石市・神戸市）

**【都市中心部】 ⇒ 都市のブランド力を高める**

□多くの人々が暮らし、働き、訪れる都市中心部では、その「都市らしさ」を演出することでブランド力を高め、人を引き付ける景観づくりをめざします。

□商業・業務施設が集積する主要駅周辺地域では、内外から多くの人々を呼び込む都市の玄関口として、住民、事業者、行政が一体となって、オープンスペースや回遊性のある空間・まちなみ形成を進め、活力とうるおいを生む景観づくりを進めます。

□都市景観の魅力となる海や山、ランドマークへの眺望を確保するため、視線が抜けるメインストリートにおいて景観誘導や視点場の整備を進めます。

**(具体的な取組例)**

- 景観ルールの導入等による都市の顔となる地区での重点的な景観づくり
- 地域のシンボリック景観資源の整備・活用による景観づくり
- 海や山、ランドマークへの眺望確保のための視点場の整備と演出
- 道路や河川などの景観軸や人の動線を意識した景観づくり等



三宮周辺（神戸市）

### 【歴史的まちなみ】 ⇒ 地域の歴史・文化を守り、活かす

- 歴史的・文化的価値の高い建造物や、地域固有の歴史的まちなみの魅力と価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用が図られる仕組みを構築することで、歴史・文化を活かした景観づくりをめざします。
- 条例等に基づく地区指定制度や建造物指定制度、修景工事費助成や専門家派遣を活用し、歴史的まちなみの保全と活用を進めます。また、専門知識を有する人材の育成などの取組を進めます。
- 地域の景観資源に関する情報や魅力を積極的に発信し、交流人口を増やすなど、地域の活性化を図ります。

#### （具体的な取組例）

- ・地区指定制度、景観上重要な建造物の指定制度等の活用
- ・修景工事への助成や住民による景観ルールづくりへの支援
- ・地域活動拠点施設、交流施設等としての歴史的建造物の保存・活用 等
- ・景観資源に関する情報や魅力の地域外への積極的発信、観光施策との連携 等



平福地区（佐用町）

### 【幹線道路沿道】 ⇒ もてなしの沿道空間をつくる

- 幹線道路沿道や地域の玄関口となるインターチェンジ周辺は、その地域のイメージを想起させ、地域固有の魅力を感じられるよう、訪れた人々を「もてなす」ことのできる景観づくりをめざします。
- 地域の風土と調和した景観ルールや秩序ある案内誘導のルールを導入するなど、近隣の自然環境や都市公園、周辺のまちなみ等との調和を図りながら、一連のつながりある街道イメージの創出を進めます。
- 閉鎖・老朽化した空き施設等が良好な沿道景観を阻害しないよう、適正な管理を徹底します。

#### （具体的な取組例）

- ・沿道空間における環境美化活動の促進
- ・建築物や屋外広告物、案内標識、道路構造物等に関する景観ルールづくり
- ・地域の在来種等による街路樹の設置、電線・電柱の地中化
- ・閉鎖・老朽化した建築物等の適正管理の徹底 等



国道 176 号（丹波市）

## 第4章 景観づくりに向けた取組方策

### 1 担い手とその役割

景観づくりの方針に基づき、ふるさと兵庫の景観を実現するためには、景観づくりの担い手となる県民、事業者、市町、県が次のような基本的な役割を果たしながら、互いに連携協調して取組を進めることが大切です。

#### 県民の役割

※ここでの「県民」には、住民個人のほか、景観づくりを行う住民団体などを含みます。

- 建築物の建築行為など、自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを意識します。
- 自ら進んで景観づくりに努めます。
- 県・市町が実施する景観づくりに協力します。

#### 事業者の役割

※ここでの「事業者」には、建築行為を行う事業者のほか、地域で事業活動を行う企業、NPOなどを含みます。

- 事業活動が地域の景観に及ぼす影響を意識し、良好な景観形成を図るために必要な措置を講じます。
- 地域の景観づくり活動に積極的に参加・協力します。
- 県・市町が実施する景観づくりに協力します。

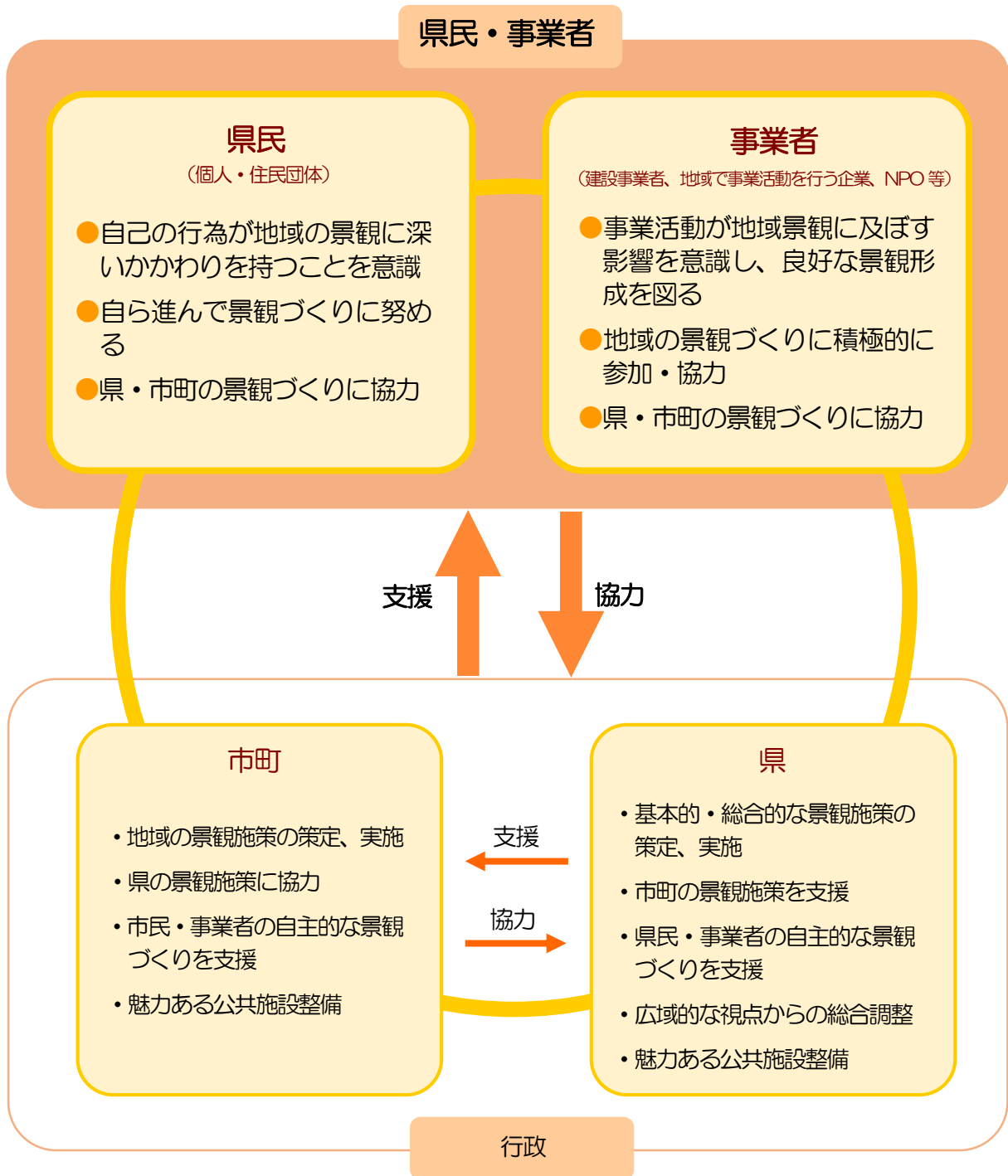
#### 市町の役割

- 地域の景観づくりに関する施策を策定し、これを実施します。
- 県が実施する景観づくりに関する施策に協力します。
- 市民・事業者が行う自主的な景観づくりを支援します。
- 公共施設の整備に際して、自ら率先して魅力ある景観形成を図ります。

#### 県の役割

- 景観づくりに関する基本的・総合的な施策を策定し、これを実施します。
- 市町が実施する景観づくりに関する施策を支援します。
- 県民・事業者が行う自主的な景観づくり活動を支援します。
- 広域的な視点から、市町の景観施策、県民・事業者の景観づくりの総合調整を図ります。
- 公共施設の整備に際して、自ら率先して魅力ある景観形成を図ります。

景観づくりの担い手とその役割



## 2 取組にあたって期待される姿勢

景観づくりの担い手が次のような姿勢にたって取り組むことで、それぞれの役割を果たし、景観づくりを効果的・持続的に進めることができます。

### 自ら「行動する」

- 県民一人ひとりが、景観づくりの主役であり、最も重要な担い手です。
- 景観づくりとは、特別な人が特別なことをすることではなく、まちの清掃や緑化、建物の手入れなど、誰もができることも景観づくりの一步です。
- 身のまわりや地域の景観に想いを寄せ、自ら考え、そして、自分のまちをよくするために行動することが大切です。

### 「もてなす」心をもつ

- 私たちは、自分の家にお客さんを招く際に家のまわりや部屋の中を掃除したり片付けたりしてきれいにします。
- こうしたもてなしの精神は景観づくりに取り組む際にも重要です。
- その場所を訪れる人々に「来てよかった」「また来たい」と思ってもらえるように、周りの環境の”身だしなみ”をととのえることが大切です。

### 人や地域と「つながる」

- 多様な分野・立場の人々が知恵や力を出し合うことで、地域の魅力が相乗的に高まり、地域が抱える課題の解決が図られる場合もあります。
- 本格的な人口減少社会が到来した今、景観づくりの取組を持続的に進めるためには、景観づくりの「環」を広げることが必要です。
- さまざまな人・地域と連携し、手を取り助け合うことが大切です。

### 楽しんで「続ける」

- 魅力ある景観をつくり、磨き上げるには、ある程度の時間がかかります。
- ひとりの小さな取組であっても、その積み重ねが長い年月を経て、魅力ある景観として形づくられていきます。
- すぐには目に見えた効果があらわれなくても、自分にできることから無理のない範囲で、楽しみながら続けることが大切です。



### 3 取組方策

ふるさと兵庫の景観の実現のため、県民、事業者、市町、県が取り組むべき方策を例示します。

「県民・事業者の取組方策」と「県・市町の取組方策」に分け、各担い手が役割を果たすために取り組むべき事項として例示していますが、それぞれの取組については、その主体だけでなく多様な担い手が連携協調して進めることが重要です。

#### (1) 県民・事業者の取組方策

景観づくりには、県民や事業者の主体的・積極的な取組・活動が欠かせません。

県や市町の施策に協力するとともに、それぞれが身のまわりや地域の景観へ意識を向け、自らが景観づくりの担い手であるという認識を持って、自立的・継続的に取組を行うことが期待されます。

##### ① まわりの生活景観に関心をもつ

自分たちが住み、暮らし、働く、身のまわりの環境に関心を持つことが景観づくりの第一歩です。

普段あまり意識していない生活景観に目を向け、それをよくするためにできることを考えましょう。

##### —取組の例—

- 身のまわりで「好きな景観」・「嫌いな景観」を見つける
- 他の地域の景観と比べて、「いいところ」・「悪いところ」を見つける
- カメラを持ってまちを歩く
- まわりの景観をよくする・改善するための方法を考える
- 地域の景観づくりに関するルールを調べる
- 景観づくりに関するイベント、セミナー等に参加する 等

## ② まわりの生活景観を手入れする

まわりの生活景観を適切に維持管理し、よりよくすることで、私たちの日々の暮らしの質は高まります。

身のまわりの環境の維持・向上のため、自分でできる景観づくりに取り組みましょう。

### —取組の例—

- 自分の家や建物の外観を適切に管理する
- 庭や敷地内に花木等を植栽し、適切に管理する
- 農地や里山を適切に管理する
- 違法駐車・駐輪、落書き、ゴミや吸い殻のポイ捨てなどの迷惑行為をやめる・見つけたら注意する
- ゴミ出しなどの地域のルールを守る
- 道路や公園などの清掃活動、緑化活動等に参加する 等

## ③ 行政の公共施設整備や事業者の施設設置に関心をもつ

身近な生活圏に整備・建設される構造物や建築物、工作物は、私たちの日々の暮らしや地域の景観に大きな影響を与えます。

行政が行う公共施設整備や事業者が行う建築行為に関心を持ち、身のまわりの環境や地域の魅力を向上させるため、機会をとらえて意見等を述べましょう。

### —取組の例—

- 公共施設の整備に関する住民説明会、ワークショップ等に参加する
- 事業者の建築行為に関する環境影響評価（環境アセスメント）、景観影響評価（景観アセスメント）の手続きにおいて意見を提出する 等

## ④ 建築の際にまわりの景観との調和に配慮し、地域の魅力を高める

個人の住宅や企業の建築物等も、地域の景観を構成する重要な要素です。

自分たちが行う建築行為が地域の景観に影響を及ぼすことを十分に意識し、地域の景観特性をよく知ったうえで、その魅力を積極的に高めるような外観としましょう。

### —取組の例—

- 地域の景観特性を調べ、理解する
- 建設地に景観基準等のルールが定められている場合は遵守する
- 地域住民に親しまれ、地域の魅力を積極的に高めることのできる形態・意匠・色彩とする 等

## ⑤ 景観づくりを担う組織をつくる

地域全体で調和のとれた景観づくりの取組を持続的・効果的に行うためには、個人での取組に加え、その地域の住民や企業が一体となった取組が不可欠です。

景観づくりへの機運の盛り上がりに応じて、景観づくりを担うための組織・体制を整備しましょう。

### —取組の例—

- 自治会などを基礎にして、まちづくり協議会などの景観づくりを担うことのできる組織・体制をつくる
- 得意分野や専門知識を持つ地域の人材を発掘する 等

## ⑥ 地域の景観の魅力を知る・磨く・発信する

地域の人々が育んできた美しい景観や個性ある景観は、これからも地域で守り、育てていくべき貴重な財産です。

地域の自慢できる景観を見つけ、さらにそれを磨いて、わがまちへの愛着やふるさとへの想いを育むとともに、その魅力を情報発信することで、地域交流や観光振興を図りましょう。

### —取組の例—

- 地域の歴史や文化を調べる・伝える・聞く
- 地域を歩いて、「美しい」、「残したい」、「自慢できる」と思える景観資源を見つける
- 景観資源のマップや案内板をつくる
- 町家や古民家を改装して、地域活動拠点施設、交流施設等として活用する
- 地域の伝統芸能や祭りに参加する
- 地域の魅力をホームページやSNSで情報発信する
- まちづくりイベントの開催など、地域の内外から人を呼び込む仕掛けを考える 等

## ⑦ 景観づくりのルールをつくる

地域の景観の魅力や景観づくりの意義・目標を地域で共有して、地域全体で調和のとれた景観形成を進めるためには、そのため「ルール」をつくっておくことが有効です。

専門家や行政の助言を受けながら、地域が主体となって、自分たちのまちの景観づくりに関するルールをつくりましょう。

### —取組の例—

- 地域が主体となって、建築物等のデザインや色彩、敷地内の緑化など、景観づくりのルールをつくる
- 景観協定（景観法）や住民協定（景観条例）、建築協定（建築基準法）などの制度の活用により、ルールの実効性を高める
- 地域で決めた自主的なルールをよりどころに、建築行為等を行う事業者と景観づくりの協議を行う 等

## ⑧ 景観づくりのネットワークを広げる

普段、意識していない地域の魅力や課題に、地域の外からの指摘で初めて気づく場合があります。

また、これからの人口減少社会において地域の景観づくりを持続的に展開するためには、多様な分野・立場の人々が連携・交流し、相互に補完しながら魅力の向上や課題の解決に取り組むことが求められます。

地域の外にも目を向け、他の地域団体や景観づくりの専門家、学生など、「新しい風」を入れながら、連携・交流を図り、景観づくりのネットワークを広げましょう。

### —取組の例—

- 景観づくりに取り組む他の地域の住民や団体、専門家と連携・交流する
- 大学との連携・協働により地域づくりに取り組む
- 農村と都市で地域間交流を図る 等

## (2) 県・市町の取組方策

景観づくりを各主体が一体となって進めるためには、行政である県や市町が、地域のめざすべき将来像を描き、それを県民や事業者とともに実現するための施策展開を図る必要があります。

県と市町がそれぞれの役割・責任を果たしながら、互いに連携協調した景観施策を実施し、県民や事業者が行う景観づくりの取組・活動を支援しつつ、景観まちづくりを進めます。

### ① 県民の景観に対する意識を啓発・醸成する

県民一人ひとりが主役となった景観づくりを持続的に展開するためには、県民が身のまわりの生活空間や地域の景観のことを考え、行動することが求められることから、さまざまな場・さまざまな手法で、景観づくりに対する意識の芽を育てるための啓発活動を継続的に実施します。

#### —取組の例—

- 景観に関する各種セミナー、フォーラム、シンポジウム等の開催
- 学校や地域と連携した景観教育、出前講座等の実施
- まち歩きやタウンウォッチングの開催
- 景観に関する表彰制度や写真コンテストの実施 等

### ② 地域住民と協働して公共空間を維持管理する

道路や河川、公園などの公共空間の維持管理において、地域の住民や団体と協働することで、住民の目線に立った快適な生活環境を創出するとともに、住民のわがまちへの愛着を深め、地域が主体となった景観づくりを推進します。

#### —取組の例—

- 地域の住民、団体、事業者等との協働による公共空間の清掃・美化等の維持管理活動、緑化・花植え等の修景活動 等

### ③ 地域景観に配慮した魅力あられる公共施設を整備する

道路、河川、海岸、公園、公共建築物などの公共施設整備において、地域の景観特性に配慮し、県民や事業者にとっての先導的な事例となるような魅力あられる空間を率先して創出します。

#### —取組の例—

- 公共施設の整備指針やガイドラインの策定と庁内関係部局への周知徹底
- 計画段階から専門家や地域住民の意見を聴く 等
- 地場産材の利活用や地域の歴史文化に根ざした工法・意匠の採用
- 緑地やオープンスペースの整備、河川敷の公共空間化、電線・電柱の地中化 等

### ④ 景観条例（景観法）による諸制度を適切に運用・活用する

地域の景観を構成する重要な建築物等について、景観条例（景観法）に基づく諸制度を適切に運用・活用することで、地域の魅力向上のための景観誘導を行います。

※以下の 1)～4)は、県及び景観行政団体等の市町（景観法・景観条例によって自ら景観行政を担う市町）の取組、5)はその他の市町の取組です。

#### 1) 建築物等の景観誘導制度を適切に運用する

景観条例（景観法）に基づく建築物等の景観誘導制度について、制度の周知啓発、事業者への指導等の徹底などによって、適切に運用し、建築物等と周辺景観との調和を図ります。

#### —取組の例—

- 大規模建築物等の届出制度の適切な運用（県の場合）  
（第5章 県の景観づくり施策 P39 参照）
- 特定建築物等の景観影響評価制度・届出制度の適切な運用（県の場合） 等  
（第5章 県の景観づくり施策 P39 参照）

#### 2) 景観上支障となっている建築物等への対応制度を適切に運用する

景観条例に基づく景観を阻害する建築物等への対応制度について、制度の周知啓発、所有者への指導等の徹底などによって、適切に運用し、周辺景観に悪影響を及ぼしている状態の改善を図ります。

#### —取組の例—

- 景観上支障となっている建築物等への適切な対応（県の場合）  
〔第5章 県の景観づくり施策 P40 参照〕
- 景観上支障となっている空地等への適切な対応（県の場合） 等  
〔第5章 県の景観づくり施策 P40 参照〕

### 3) 地区・地域指定による景観誘導制度を積極的に活用する

景観条例(景観法)に基づく景観上重要な地区・地域の指定制度を積極的に活用して、地域の特色ある歴史的景観、市街地景観、沿道景観、自然・田園景観等を保全・創出します。

#### —取組の例—

- 景観形成地区、広域景観形成地域、景観形成重点区域等の積極的な指定及び届出制度の適切な運用(県の場合)  
[第5章 県の景観づくり施策 P40、P42、P43 参照]
- 景観地区(景観法・都市計画法)の積極的な指定及び認定制度の適切な運用 等

### 4) 景観上重要な建造物等の指定制度を積極的に活用する

景観条例(景観法)に基づく景観上重要な建築物・工作物・樹木の指定制度を積極的に活用して、歴史的・文化的価値の高い建造物等や地域の人々に親しまれている貴重な景観資源を保全・活用します。

#### —取組の例—

- 景観条例に基づく景観形成重要建造物等、景観遺産の積極的な指定、登録  
[第5章 県の景観づくり施策 P45、P46 参照]
- 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の積極的な指定 等

### 5) 景観行政団体への移行を検討する

地域の特性に応じたきめ細かな景観誘導や地域に密着した景観づくりへの取組が全県的に広がるよう、市町は、必要に応じて景観行政団体への移行・景観計画の策定を検討します。

県は、これら市町への助言・支援を行います。

## ⑤ 景観づくりの担い手となる人材を育てる

景観づくりの中心的な役割を果たすことが期待される地域のリーダーや専門家などの人材を育成し、地域の自立による景観づくりが全県的に広く展開するための環境を整備します。

#### —取組の例—

- 景観づくりのリーダー養成研修、景観づくり講座等の開催
- 景観づくりの専門家を対象にした研修等の実施
- 地域を案内するボランティアガイド等の養成 等

## ⑥ 地域の魅力の情報発信・プロモーションを積極的に行う

地域の美しい景観や個性ある景観、住民による景観づくり活動やその成果等について、積極的な情報発信・プロモーションを行うことで、交流人口を増やし、地域活力の向上を図ります。

### —取組の例—

- H31年度に選定した「ひょうごの景観ビューポイント150選」のSNSでの情報発信、県内小中学校生を対象とした出前講座の開催
- ホームページやSNSの積極的活用のほか、テレビ、新聞、雑誌等のメディアへの働きかけ
- 観光マップにおける景観資源の表記など、観光施策との連携
- 映画・テレビ番組制作者等へのプロモーション活動など、フィルムコミッション業務の推進
- 国等が実施する景観に関する表彰制度、写真コンテスト等への積極的な応募 等

## ⑦ 県民・事業者の景観づくりに助成・助言を行う

県民や事業者が行うさまざまな景観づくり活動について、工事費の助成や専門家派遣による助言を行うことで、公と民のパートナーシップによる景観づくりを推進します。

### —取組の例—（県・公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターの取組例）

- 景観形成地区等における建築物等の修景のために要する工事費への助成
- 地域の住民団体等が行う景観づくりの勉強会等へのアドバイザー派遣
- 地域の景観形成の方針や景観基準等の検討・策定のためのコンサルタント派遣
- 地域の住民団体等が行う景観づくり活動の経費への助成 等

## ⑧ 広域的視点から戦略的な景観づくりを進める

県内各地で行われている景観づくりの取組を「点」から「線」、「面」として展開するなど、広域的視点に立った戦略的な景観づくりを進め、人と人・地域と地域をつなげることで、各地域の魅力を相乗的・効果的に向上させます。

### —取組の例—

- 広域的な観光施策・観光プロモーションや地域振興施策との連携（「銀の馬車道プロジェクト」、「西播磨なぎさ回廊づくり」等）
- 共通のテーマ、ストーリーを設定した広域的な景観づくりの推進（景観形成地区や景観形成重要建造物の関連付け等）
- 地域団体や専門家の情報交換会・交流会の開催 等



# 第5章 県の景観づくりの施策

## 1 施策・制度の体系

ふるさと兵庫の景観づくりを推進するため、兵庫県では景観条例に基づきさまざまな施策・制度を設けるとともに、県民や事業者の取組を支援しています。

### 県の景観づくりの施策・制度の体系

景観条例の  
施策・制度

#### (1) 県全域における景観誘導

- 大規模建築物等（届出制度）
- 特定建築物等（景観影響評価・届出制度）
- 公共施設景観指針

#### (2) 良好な景観を阻害する物件等の改善

- 建築物等その他の物件の管理  
（景観上支障となっている建築物等への対応）
- 空地の利用又は管理  
（景観上支障となっている空地等への対応）

#### (3) 指定地区・地域における優れた景観の形成

- 景観形成地区
- 広域景観形成地域
- 景観形成重点区域
- 星空景観形成地域

#### (4) 景観資源の保全と活用

- 景観形成重要建造物等
- 景観遺産

#### (5) 住民の参画と協働による景観の形成等

- 景観形成等住民協定
- 景観形成協議会
- 景観形成等推進員
- 事業者と知事との協定

景観形成  
支援事業

#### (6) 景観づくりの支援

- 修景助成
- 専門家派遣
- 景観形成等活動助成
- 景観支障建築物等除却・改修助成

### 市町の景観施策・制度との関係（県条例の適用除外）

住民の景観意識の高まりや景観法制定などを背景に、条例の制定や景観行政団体への移行によって、自ら景観行政を担う市町が県内でも増えています。

地域住民と一体となった景観づくりの推進や、地域の特性に応じたよりきめ細かな景観誘導の実施という観点から、市町が主体となって景観行政を担うことは望ましいことであり、今後も市町の自主的な取組が期待されるところです。

景観行政を実施している市町の区域においては、市町の主体的な取組を尊重し、県の景観条例に基づき以下の制度について、適用を除外しています。

#### 【景観行政を実施している市町の区域において、適用を除外している制度】

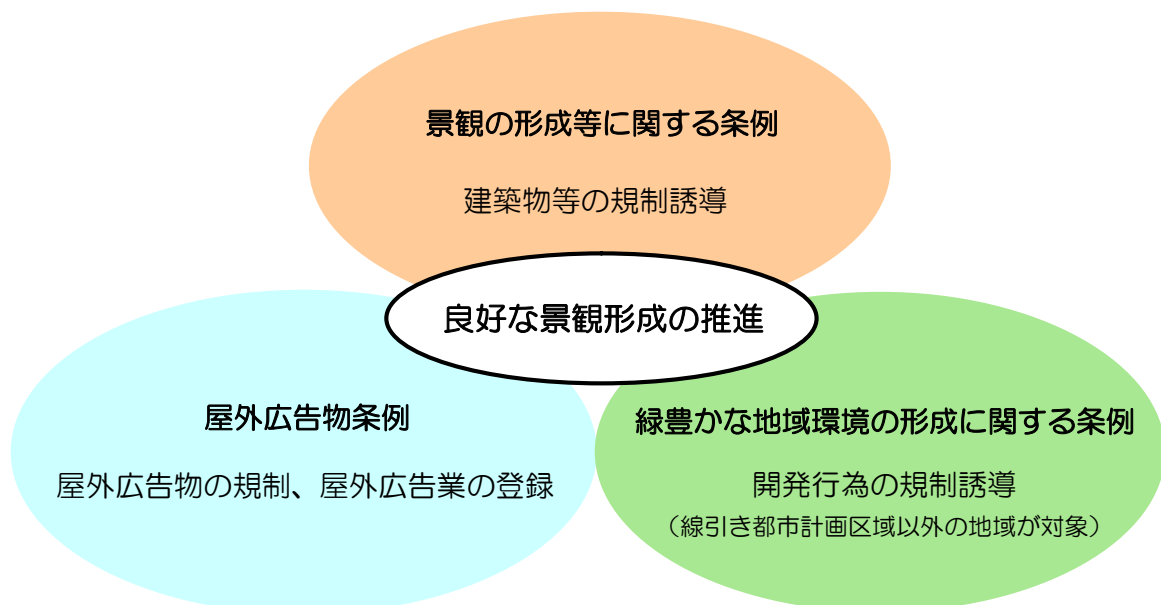
- 大規模建築物等
- 景観形成地区
- 広域景観形成地域のうち、景観基準、届出等に関する規定
- 景観形成重点区域

（※これら制度は、地区計画及び風致地区の区域においても適用を除外しています。）

### 他の条例との連携による総合的な景観行政の推進

兵庫県では、景観条例のほかに、良好な景観形成を目的のひとつとする条例として、「屋外広告物条例」及び「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」を制定しています。

これらの条例を適正に運用することで、総合的な景観行政の推進を図っています。



## 2 施策・制度

### (1) 県全域における景観誘導

#### ●大規模建築物等（届出制度）

##### ～規模の大きい建築物等と地域景観との調和～

周辺景観に及ぼす影響の大きい一定規模以上の建築物等（「大規模建築物等」）について、意匠、色彩等に関する景観基準（「大規模建築物等景観基準」）を定め、新築、増改築などを行う場合に届出を求めています。

計画の内容が大規模建築物等景観基準に適合しない場合は指導等を行うことで、地域の景観との調和を図ります。

#### ●特定建築物等（景観影響評価・届出制度）

##### ～特定用途の建築物等と地域景観との調和～

地域の景観との調和が特に求められる一定規模以上のホテル・旅館、ぱちんこ店等（「特定建築物等」）について、意匠、色彩等に関する景観基準（「特定建築物等景観基準」）を定め、新築、増改築などを行う場合に、景観影響評価手続及び届出を求めています。

景観影響評価手続において、計画段階から住民の意見を聴いたり、計画の内容が特定建築物等景観基準に適合しない場合は指導等を行ったりすることで、より地域に望ましい景観形成を図ります。

#### ●公共施設景観指針

##### ～公共施設と地域景観との調和～

県の公共施設の設置又は管理に関する景観指針（「公共施設景観指針」）を定め、公共施設の設置又は管理をする場合にこれに従うことで、公共施設と地域の景観の調和を図ります。

#### 公共施設の景観形成の事例



透過性の高い防護柵による  
海への眺望確保  
(県道香美久美浜線・豊岡市)



石張による河川護岸  
(円山川(竹田地区)・朝来市)



山並みの稜線への配慮がなされた施設配置  
(県立淡路景観園芸学校・淡路市)

## (2) 良好な景観を阻害する物件等の改善

### ●建築物等その他の物件の管理（景観上支障となっている建築物等への対応）

建築物、工作物、広告物等の所有者等に対して、その物件の外観が周辺の良好な景観の支障とならないように適切に管理するよう求めています。

また、景観形成地区及び広域景観形成地域（主要幹線の沿道等）においては、外壁や屋根などの外観に一定の破損・腐食が生じている場合に、所有者等に対して、指導・助言、勧告を行い、さらに、特に著しい破損・腐食が生じている場合は命令を行うことで、周辺景観に悪影響を及ぼす物件の改善を図ります。

### ●空地の利用又は管理（景観上支障となっている空地等への対応）

土石採取跡地、資材置場などの空地の利用又は管理について、景観上配慮すべき事項に関する景観基準（空地利用等景観基準）を定めています。

空地の利用又は管理の状態が空地利用等景観基準に著しく適合しないときは、その所有者等に対して、指導・助言、勧告を行うことで、周辺景観に悪影響を及ぼす空地の改善を図ります。

## (3) 指定地区・地域における優れた景観の形成

### ●景観形成地区

優れた景観を創造又は保全する必要がある地域（区域がひとつの市町の区域に存するものに限り、）を「景観形成地区」として指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めます。

建築物等の新築や増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などを行う場合に届出を求め、地区の特性に応じた景観の形成を図ります。


#### ■景観形成地区の種別と指定に係る考え方

##### ○歴史的景観形成地区

…「伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域」

県内には今も各地に固有のまちなみ景観を伝える市街地等を見ることができます。また、価値の高い歴史的建造物や優れた景観をもつ農村漁村集落も数多く残っています。

これらは地域の歴史の証人であり、また県民の貴重な文化遺産でもあり、将来にむかって伝えていく努力が必要となります。


指定の対象となる区域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伝統的なまちなみが残る区域</li> <li>• 国宝、文化財等の歴史的建造物を含む区域</li> <li>• 農村漁村集落が、周辺の山、農地、海等と調和している区域 等</li> </ul>	 <p data-bbox="1118 376 1398 403">新温泉町浜坂味原川周辺地区</p>

### ○住宅街等景観形成地区

…「良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域」

新都市の建設、都市の再開発など新しく整備される市街地については、将来にわたる優れた景観のモデルとして先導的・先駆的な役割を果たすものにしていく必要があります。

また、既にある良好な住宅地等については、その環境を保全・維持していくことが必要となります。

指定の対象となる区域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県等が開発する住宅団地、工業団地等の区域</li> <li>• 市街地再開発事業等による整備地区等の区域</li> <li>• 相当程度の規模を持つ良好な住宅地の区域 等</li> </ul>	 <p data-bbox="1126 1104 1390 1126">加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区</p>


### ○まちなか景観形成地区

…「駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域」

鉄道駅やバスターミナル、港湾の周辺、商店街などは、地域住民が意識を共有する空間としてイメージされやすい場所であり、また、地域外からの来訪者に対して、その地域の印象を強く与える場所でもあります。

さらに、地域の中心となっている官公庁施設の周辺も、その地域特性をよく表している場所でもあります。

このため、このような地区においては、まちなかの景観の創造という観点から、緩やかな景観誘導を行うことが求められます。

指定の対象となる区域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 駅前を中心としたまちなみが形成されている区域</li> <li>• 公共交通機関の主要ターミナルの周辺区域</li> <li>• 商店街などの中心の区域</li> <li>• 官公庁施設の周辺など、地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 等</li> </ul>	 <p data-bbox="1190 1928 1326 1951">高砂市高砂地区</p>

## ○沿道景観形成地区

…「国道、県道等の沿道の区域」

主要道路の沿道景観を優れたものとしていくことは、その地域の基本的なイメージを高めるうえで大きな役割を担っています。特に地域の中心部を通るシンボリックな幹線や観光地への主要ルート、派手な施設の立地しやすい郊外地域の幹線沿道、インターチェンジ周辺等の景観形成には十分な配慮が必要です。

これらの地区においては、沿道景観において特に重要な構成要素である屋外広告物について、屋外広告物条例の許可基準に加えて、色彩や意匠等の誘導基準を設定することで、整然と特色のある沿道景観に誘導していく必要があります。

指定の対象となる区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域を代表する幹線道路の沿道区域</li> <li>• 高速道路インターチェンジの周辺区域</li> <li>• 観光道路や自然公園等の景勝地を通過する道路の沿道区域</li> <li>• 屋外広告物について誘導を図る必要がある道路の沿道区域 等</li> </ul>

## ●広域景観形成地域

幹線沿道や河川流域、海岸地域など、複数の市町の区域に広がる景観の形成については、県と関係市町の連携協調による取組が求められます。

このため、複数の市町の区域に広がる優れた景観（広域景観）を創造又は保全する必要がある地域を「広域景観形成地域」として指定し、地域の目指すべき景観に応じた広域景観形成基準を定めます。

大規模建築物等の新築・増改築、広告物等の表示等を行う場合に届出を求め、地域の特性に応じた景観の形成を図ります。

### ■広域景観形成地域の種別と指定に係る考え方

#### ○風景型広域景観形成地域

…「次のいずれかに掲げる地域」

##### ①良好な自然の風景を有する地域

河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で優れた自然景観を有する地域においては、長い年月をかけて育まれたその地域特有の自然の風景が、違和感のある人工物がひとつ建設されるだけで壊されてしまうことがあります。



西播磨海岸地域

このため、良好な自然の風景に配慮した景観誘導を行っていく必要があります。

### ②良好な田園風景を有する地域

県内には、山あいの地形に沿って立地した集落、広々とした田園、背景の山々などがあいまって、豊かな田園の風景をつくりだしている地域、また棚田などの地域固有の田園風景を有する地域などがあります。

日本のふるさとの原風景ともいべきこれら良好な田園風景については、かけがえのない財産であることを共通認識として、守り育てていく必要があります。

### ③歴史的又は文化的な風景を有する地域

城、古墳、鎮守の森などの歴史的資源、神話、風土記、小説などの物語の背景となっている名所やゆかりの地、また、地域固有の風土や人々の生業によって形成された文化的環境は、地域の財産であり、人々の心のよりどころになっています。

これらの歴史的資源や文化的環境を広がりを持って有する地域では、過去から育まれた地域固有の環境を保全していくことが必要となります。

## ○沿道型広域景観形成地域

### …「国道、県道等の沿道の地域」

複数の市町間を結び、地域の広域交通を担う国道や主要地方道（県道）は、地域住民だけではなく、県内外から来訪する多数の者が通行することから、県全体の景観イメージを印象づける上でもその沿道の景観形成は極めて重要です。



国道 312 号沿道地域

近年、各地にみられる沿道景観の乱れを踏まえ、これらの幹線道路の沿道においては、地域の個性の創出、山並み等への眺望の確保、広域的な観光促進などの観点から、土地利用誘導を図る緑条例の計画整備地区制度とも連携しながら、大規模な建築物等と屋外広告物を一体的に景観誘導することが求められます。

## ●景観形成重点区域

景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に優れた景観の形成を図る必要がある区域を「景観形成重点区域」として指定し、特に景観形成に必要な事項として景観形成重点基準を定めます。

また、景観形成重点区域の優れた景観を展望できる地点を「景観展望地点」として指定します。

建築物等の新築や増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などを行う場合に届出を求め、区域の特性に応じた景観の形成を図ります。

## ● 星空景観形成地域

地元市町と住民が美しい星空景観を地域の財産として保全しようとする取り組みをしている地域などで、美しい星空が見える環境を創造・保全する必要がある地域を「星空景観形成地域」として指定し、照明器具の設置又は使用に関する基準（「星空景観形成照明基準」）を定めます。

照明器具を設置し、使用する方に星空景観形成照明基準を遵守していただくとともに、多数の照明器具を使用する施設（特定施設）の新設や改修などを行う場合に届出を求め、美しい星空景観の形成を図ります。



佐用郡地域



## (4) 景観資源の保全と活用

### ● 景観形成重要建造物等

地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物または樹木（樹木の集団）について、それぞれ「景観形成重要建造物」または「景観形成重要樹木」として、所有者の同意を得て指定します。

所有者等に適切な維持管理に努めていただくことで、地域の人々に親しまれる貴重な景観資源を保全するとともに、地域の住民の景観の形成に向けた意識の高揚、活動の促進等を図ります。

また、景観形成重要建造物の保存活用にあたり、建築基準法への適合が困難な場合は、同法の適用が除外できるように、所有者が作成する保存活用計画を認定することで「現状変更の規制及び保存のための措置」を講じます（「認定景観形成重要建造物」）。

### ■ 景観形成重要建造物等の指定対象

主に以下のような建造物・樹木（樹木の集団）を景観形成重要建造物・景観形成重要樹木として指定します。

種別	指定の対象	
景観形成重要建造物	<b>歴史的建造物</b> 伝統的構法や地域固有の建築様式を残す町家、商家、民家等の歴史的建造物で、文化財の指定には至らないもの	 仁部家住宅 (猪名川町)
	<b>公共・公益的施設</b> 学校や庁舎など、地域の住民が広く利用している（していた）公共性の高い施設で、地域の景観形成に寄与しているもの	 六角堂 (西宮市)
	<b>地域活動の拠点施設</b> まちづくり活動等の拠点として地域の住民が利用している施設で、地域の景観形成に寄与しているもの	 三寿刃物製作所 (三木市)
	<b>地域のシンボル、ランドマーク等</b> 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物で、地域の住民に親しまれているもの	 多木浜洋館 (加古川市)
景観形成重要樹木	地域の住民が愛着を持って守り育ててきた古木、大木、並木、鎮守の森、街路樹等で、地域の景観形成に寄与しているもの	 西方寺のしだれ桜 (養父市)

●景観遺産

地域特有の景観や日常に隠れた何気ない景観を「景観遺産」として登録して情報発信し、身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を啓発し、地域の活性化につなげます。

■景観遺産の登録対象

主に以下のような建造物（建造物群）・樹木（樹木の集団）・土地の区域を景観遺産として登録します。

登録の対象
<p><b>【地域との関係性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の生活・歴史・文化・生業（産業）と深いつながりを有するもの</li> <li>・ 風土（気候・地勢など）の影響を受けて形成されたもの</li> <li>・ 地域の人々の暮らしや行事に欠かせないもの</li> <li>・ 身近な景観の構成要素として、地域の人々から親しまれているもの</li> <li>・ 住民団体等による景観づくりの持続的な取組と関連があるもの</li> </ul>
<p><b>【独自性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特有の構法や意匠形態を有するもの</li> <li>・ 地域特有の植物の群生など</li> </ul>
<p><b>【希少性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ特徴を持つ他の建造物等が失われ、希少価値を有するもの</li> <li>・ 特徴的な外観や意匠形態を有するもの</li> </ul>

## (5) 住民の参画と協働による景観の形成等

### ●景観形成等住民協定

地域の住民が主体となって、地域の景観形成に必要なルールを定め、住民協定を締結することができます。

知事は、協定の内容が一定の要件を備えている場合に「景観形成等住民協定」して認定し、協定に基づく景観の形成等に関する活動に対して、技術的支援等を行います。

### ●景観形成等協議会

景観形成等住民協定を締結した地域住民は、景観の形成等に関する活動を進めるため、規約を定めて協議会（「景観形成等協議会」）を設置することができます。

知事は、景観形成地区（景観形成地区に指定しようとしている区域を含む）において、景観形成等協議会によって、適宜、住民協定の適切な見直しが行われ、住民協定に基づく活動が効果的に実施されているときは、協定の内容を景観形成基準に反映するよう努めます。

### ●景観形成等推進員

景観の形成等に関する知識・技術を有し、一定要件に該当する者は、「景観形成等推進員」として登録を受けることができます。

景観形成等推進員には、県・市町の景観施策への協力や住民による景観の形成等に関する活動支援を行うことで、行政と県民・事業者とをつなぐ役割を果たすことが期待されます。

### ●事業者と知事との協定

知事は、地域の景観に及ぼす影響の大きい事業活動を行う事業者との間で、事業活動を行う区域及びその周辺地域に係る景観の形成等に関する協定を締結することができます。

## (6) 景観づくりの支援

兵庫県では、県民や事業者による自主的な景観づくりを支援するため、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下「センター」といいます。）と連携し、景観基金を活用した「景観形成支援事業」を実施しています。

実施に当たっては、事業評価を行いながら、効果的な景観形成が図られるよう努めています。

### ●修景助成

景観形成地区等で景観形成基準等に従って、建築物、工作物、自動販売機等の形態、意匠、色彩等を周辺の景観に調和するよう整備し、地区の景観形成に資する外観とする場合に、その修景に要する工事費の一部を助成しています。

- 歴史的景観形成建築物等修景助成
- 一般建築物等修景助成
- 景観形成重点区域修景助成
- 景観形成重要建造物等修景助成
- 星空景観形成助成

### ●専門家派遣（修景支援）

景観形成地区等やその指定を受けようとしている地区等における住民による景観づくりを支援するため、センターに登録されている建築士、まちづくりコンサルタント等の専門家を派遣しています。

- 景観まちづくりアドバイザー派遣
- 景観まちづくりコンサルタント派遣

### ●景観形成等活動助成

景観形成地区やその指定を受けようとしている地区等における住民による景観づくりについて、その活動に要する経費の一部を助成しています。

また、景観形成等推進員が住民団体等を支援する活動を行う場合に、活動に要する経費を助成しています。

- 景観まちづくり活動助成
- 景観形成等推進員活動助成

### ●景観支障建築物等除却・改修助成

条例に基づく指導・助言を受けた景観上支障となっている建築物等（「管理不全状態」となっている建築物等）の所有者等が、その状態を解消するために建築物等を除却又は改修する場合に、その工事費の一部を助成します。

- 景観支障建築物等除却費助成
- 景観支障建築物等改修費助成



## ふるさと兵庫景観づくり基本方針（景観形成等基本方針）

編集・発行：兵庫県まちづくり部都市政策課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711（代表）

E-mail [toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23\\_000000023.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000023.html)

（県の景観に関する施策・制度の詳細は上記からご確認いただけます。）